

平成二年通商産業省令第四十一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第六条第三項、第七条第一項、第八条第一項及び第五項、第九条第一項、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十七条、第二十二條第二項、第三十一條、第三十三條第二項、第三十六條、第三十七條第一号、附則第四条並びに附則第五条並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）第一条第九号及び第十二号、第二条、第三条、第五条、第六条、第十五条第三項並びに附則第九条第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条―第三十五条）

第三章 予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付（第三十六条―第四十一条の七）

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続（第四十一条の八―第四十一条の十）

第四章 登録情報処理機関等

第一節 登録情報処理機関（第四十二条―第五十四条の二）

第二節 登録調査機関（第五十五条―第六十条）

第三節 特定登録調査機関（第六十条の二―第六十条の十）

第五章 雑則（第六十一条―第六十二条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（識別番号の表示）

第二条 手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（法第十五条第一項（法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出及び平成十二年一月一日以後に特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第二百一十一條第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百一十五号）第四十六條第一項若しくは第四十七條第一項又は商標法（昭和三十四年法律第二百一十七号）第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）を請求した事件が特許庁に係属している場合に於ける手続を除く。）を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者に限る。）は、この省令、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）、実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）又は意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載しなければならない。

2 手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者（前項の手続をする者を除く。）に限る。）は、この省令、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第三十四号。以下「国際出願法施行規則」という。）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載することができる。

3 前二項の規定により識別番号（次条第三項の規定により第六条第二項の包括委任状を提出した者（様式第六の包括委任状提出書に住所又は居所の記載されていない者に限る。）に付与されたものを除く。）を記載した場合においては、その手続に係る書面に特許法施行規則第一条第三項（第六十一條第一項）、実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定する住所又は居所を記載することを省略することができる。

（識別番号の付与）

第三条 手続をしようとする者（その者の代理人を含む。次項において同じ。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなければならない。

2 特許庁長官は、手続をしようとする者から前項の規定による請求があつた場合には、その者に識別番号を付与し、これを通知しなければならない。

3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合）にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号まで及び第十四号に掲げる手続をした者の代理人を含む。）を第六條第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一條第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九條の二（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四條第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十一條第三項の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一 特許出願

二 実用新案登録出願

三 意匠登録出願（意匠法施行規則第二条の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してしたものを除く。）

四 商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

五 商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

六 特許法第三十四條第四項又は第五項（これらの規定を実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十三号）第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継の届出

七 拒絶査定等に対する審判の請求

八 特許法第八十四條の五第一項又は実用新案法第四十八條の五第一項の規定による書面法第十四條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による予納の届出

九 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号。以下「令」という。）第一条第三項の規定による地位の承継の届出

十 第六条第二項の包括委任状の提出

十一 第十五條第一項の規定による電子証明書の届出

十二 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号。以下「現金手続省令」という。）第二条第一項の規定による識別番号の付与の請求

十四 意匠法第六十條の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係る拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、ジュネーブ改正協定第十六條（一）

(i)に規定する国際登録の所有権の変更（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものに限る。）があつた後最初にされるもの

十五 意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する手続
(氏名変更届等の様式等)

第四条 前条第一項の規定による請求をした者、前条第三項各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（同項第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人及び特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人がその氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、様式第三又は様式第三により、遅滞なく、その旨を届け出なければならぬ。ただし、現金手続省令第三条第一項の規定により、氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に係る同一の内容の変更を届け出ている場合は、この限りではない。

2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が前項の規定による届出をするときは、同項の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならぬ。

3 第一項の届出であつて氏名若しくは名称の変更及び住所若しくは居所の変更に係るものは、一の書面で行うことができる。

4 第一項の届出（代理人に係るものを除く。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同じであり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

5 特許庁長官は、第一項の規定による届出について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

(代理権の証明)

第五条 次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面（委任状については、その写しを含む。第三項において同じ。）をもつて証明しなければならない。

一 法第十四条第一項の規定による予納の届出

二 令第一条第三項の規定による地位の承継の届出

三 第三条第一項の規定による識別番号の付与の請求

四 第四条第一項の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出

五 第六条第一項の規定による包括委任状の提出

六 第八条の規定による包括委任状の取下げ

七 第四十一条第一項の規定による委任による法第十五条第一項の規定による手続に係る申出に関する代理人の届出

八 第四十一条第一項の規定による委任による口座振替による納付の申出に関する代理人の届出

九 第四十一条の二第一項の規定による包括納付の申出

十 第四十一条の四の規定による包括納付の申出の取下げ

十一 第四十一条の五の規定による自動納付の申出

十二 第四十一条の七の規定による自動納付の申出の取下げ

2 特許法施行規則第四条の三第三項本文の規定は、手続をした者が新たな代理人により次に掲げる手続をする場合に準用する。

一 法第七条第二項の規定による磁気ディスクへの記録の求めの補正

二 第七条の規定による包括委任状の援用の制限の届出

三 第十九条第一項の規定による物件の提出（国際出願に係る物件の提出を除く。）

四 第四十一条の二第四項の規定による包括納付の援用の制限の届出

五 前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

3 特許庁長官は、前二項の規定にかかわらず、代理人がした手続について必要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命ずることができる。

(包括委任状)

第六条 特定手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用して行うことができる。

2 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則、特許法条約に基づく規則20（1）又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることもできる。

3 特許庁長官は、包括委任状が提出されたときは、これに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知しなければならない。

4 第一項の援用は、前項の番号を特許庁に対して提出する書類に記載することによりしなければならない。

(包括委任状の援用の制限)

第七条 包括委任状において代理権が及ばないとされた事件に係る手続及び包括委任状を提出した者が、特許庁長官に様式第七により届け出た場合の当該届出をした後の当該届出に係る事件に係る手続については、前条第一項及び特許法施行規則第九条の三第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の援用をすることはできない。

(包括委任状の取下げ)

第八条 包括委任状を提出した者が当該包括委任状を取り下げるときは、様式第八によりしなければならない。

第二章 電子情報処理組織による手続等

第九条 削除

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないで手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規

定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。

一 特許出願（特許法第三十八條の第三項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願（以下「先願参照出願」という。）を除く。第十一号及び第十二号において同じ。）

二 実用新案登録出願

三 意匠登録出願

四 商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願

五 国際出願

五の二 国際出願等に係る手続であつて、次に掲げるもの（イからヌまでに掲げるものにあつては、国際出願法第三條第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願に係る手続を除く。）

イ 国際出願法第八條第四項又は同法第十二條第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料の納付書の提出

ロ 国際出願法第十條の規定による国際予備審査の請求書の提出

ハ 国際出願法第十二條第三項の命令に基づく請求の範囲の減縮書の提出

ニ 国際出願法第十三條の規定による答弁書の提出

ホ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号。以下「国際出願法施行令」という。）第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正（国際出願法第十八條第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。）又は国際出願法施行規則第三十一條の二第一項に掲げる手数料の納付の補正

ヘ 国際出願法施行令第四條に規定する申請書又は国際出願法施行規則第八十四條の二第一項若しくは第二項に規定する書面の提出（国際出願又はロに掲げる手続と同時にする場合に限る。）

ト 国際出願法施行規則第九條の規定による氏名変更等の届出

チ 国際出願法施行規則第十條の規定による名義変更の届出

リ 国際出願法施行規則第四十四條の規定による追加手数料異議の申立てに係る陳述書の提出

又 国際出願法施行規則第七十八條の規定による手数料の納付書の提出

ル 国際出願法施行規則第八十三條第一項、第三項又は第六項の規定による当該持分について証明する書面の提出（国際出願又はロに掲げる手続と同時にする場合に限る。）

ヲ 国際出願法施行規則第八十三條第三項の規定による国以外の者の持分の割合を記載した書面の提出（国際出願又はロに掲げる手続と同時にする場合に限る。）

六 商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

七 特許法第三十六條の二第二項、第四項又は第六項の規定による翻訳文の提出

八 特許法第三十條第三項（実用新案法第十一條において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十條第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出（先願参照出願に係るものを除く。）

九 意匠法第四條第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

十 商標法第九條第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

十一 特許法第四十一條第四項又は実用新案法第八條第四項の規定による書面の提出（特許出願又は実用新案登録出願と同時にするものに限る。）

十二 特許法第四十三條第一項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項（実用新案法第十一條及び意匠法第十五條第一項において準用する場合を含む。）及び実用新

案法第十一條第一項及び意匠法第十五條第一項において準用する場合を含む。）、特許法第四十三條の三第三項（実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項及び商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、意匠法施行規則第二條の二第一項に規定する手続、商標登録出願又は防護標章登録出願と同時にするものに限る。）

十三 特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この号において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第五十三條第六項（旧特許法第五十九條第一項（旧特許法第七十四條第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十五條において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）、旧特許法第六十一條の三第一項（旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三條において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

十四 意匠法第十七條の三第三項（同法第五十條第一項（同法第五十七條第一項において準用する場合を含む。）、商標法第十七條の二第二項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十五條の二第三項（同法第六十條の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

十五 意匠法第十四條第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求

十六 第一号から第四号までの出願の放棄又は取下げ

十七 特許法第四十一條第一項又は実用新案法第八條第一項の規定による優先権の主張の取下げ

十八 特許法第三十四條第四項又は第五項（これらの規定を実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継の届出

十九 特許出願についての出願審査の請求

二十 特許法第四十八條の七若しくは第五十條第三項において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。又は商標法第十五條の二（同法第五十五條の二第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五條の五、第六十八條第二項及び商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正商標法」という。）附則第十二條において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）若しくは商標法第十五條の三第一項（同法第五十五條の二第一項において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）若しくは同法附則第七條（同法附則第十六條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三條において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十一 特許法第六十四條の二第二項の規定による出願公開の請求

二十二 特許法施行規則第三十一條の三第一項の規定による優先審査に関する事情説明書の提出

二十三 実用新案技術評価の請求

二十四 意匠法第十四條第三項の規定による秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮の請求

二十五 意匠法施行規則第六條第一項の規定による特徴記載書の提出

二十六 拒絶査定等に対する審判の請求

二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（ハからリまで及びヲからツまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るものを除く。）

イ 特許法第四十五條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び同法附則第十

七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による口頭審理の申立て

ロ 特許法第五十条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の申立て

ハ 特許法第五十条第五項又は第五十三条第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申立て

ニ 特許法第五十一条（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十三条第一項の規定による期日の指定の申立て

ホ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第八十条第一項の規定による証拠の申出

ヘ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項（特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百一十一条において準用する場合を含む。）の規定による當事者本人の尋問の申立て

ト 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百九条又は第二百二十六条（これらの規定を特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書証の申出

チ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項の規定による申出

リ 特許法第五十一条において準用する民事訴訟法第二百四十二条の規定による尋問の申出

ヌ 特許法第五十五条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判の請求の取下げ

ル 特許法第五十六条第三項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開の申立て

ヲ 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出

ワ 特許法施行規則第五十一条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

カ 特許法施行規則第五十八条の二第二項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による尋問事項書の提出

ヨ 特許法施行規則第五十八条の十七第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

タ 特許法施行規則第六十条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定書の提出

レ 特許法施行規則第六十条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による鑑定を求める事項を記載した書面の提出

ソ 特許法施行規則第六十一条の十一（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

ツ 特許法施行規則第六十二条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による検証の申出

ニハ 特許法第八十四条の四第一項、第二項若しくは第四項又は実用新案法第四十八条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による翻訳文の提出

ニハ 特許法第八十四条の四第六項又は実用新案法第四十八条の四第六項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の提出

三十 特許法第八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出

三十一 特許法第八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八条の五第二項の規定による手続の補正又はこれらの補正の補正

三十二 特許法第八十四条の七第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出

三十三 特許法第八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写し（特許法施行規則第三十八条の十三の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを添付して提出するもの及び特許法施行規則第三十八条の十三の二第十四項前段（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものを除く。）又は補正書の翻訳文の提出

三十四 特許法第八十四条の十一第二項（実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による特許管理人の選任の届出

三十五 特許法第八十四条の十四（同法第八十四条の二十六第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

三十六 実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求

三十七 実用新案法第四十八条の七第一項又は第二項の規定による図面の提出

三十八 特許法第四條（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第七十三条第一項（意匠法第五十八条第一項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間を除く。）の延長又は意匠法第七十七条の四（商標法第七十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求

三十九 特許法第五條第一項（実用新案法第二條の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は特許法第五條第三項（実用新案法第二條の五第一項、意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期間（特許法第三十九条第六項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）意匠法第九條第四項若しくは商標法第八條第四項の規定により、又は特許法第五十条若しくは商標法第十五條の二若しくは第十五條の三第一項若しくは同法附則第七條の規定により指定された期間に限る。）の延長の請求

四十 特許法第八條第三項、実用新案法第三十二條第三項、意匠法第四十三條第三項又は商標法第四十一條第二項、同法第四十一條の二第二項若しくは同法第六十五條の八第三項の規定による期間の延長の請求

四十一 特許法第五條第二項（意匠法第六十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び同法附則第二十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による期日の変更の請求（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

四十二 商標権の存続期間の更新登録の申請

四十三 法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出（別表第一の二の一、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十一、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十一、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第四條第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続

に際しての申出を除くものとし、国際出願等に係る手続にあっては第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）に掲げる手続に際しての申出に限る。）法第十五条の二第二項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付の申出（同表の一、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出を除くものとし、国際出願等に係る手数料にあっては第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第七十一条第一項に規定する特許料若しくは第百二十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料又は商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十一条の九第一項（同条第二項において準用する場合を除く。）の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。）の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）

四十四 第二十一条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出
四十五 第七条の規定による届出（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する手続、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求に係るものに限る。）

四十六 特許法施行規則第九条の二第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する手続、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求の出願人、申請者又は請求人の代理人に限る。次号において同じ。）の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出

四十七 特許法施行規則第九条の二第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出

四十八 国際出願法施行規則第二十一条第三項の規定による送付の請求（第五号に掲げる手続に際し、国際出願法施行規則第二十一条第五項の規定による願書において請求する場合に限る。）

四十九 特許法第九十五条第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求

五十 実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）に関する同法第三十四条第一項に規定する登録料の返還の請求

五十一 第一号から第四号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号まで、第五十二号及び第六十二号に掲げる手続を行った者が特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関する特許法第九十五条第十一項、実用新案法第五十四条の二十項、意匠法第六十七条第七項及び商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求

五十二 特許法第七十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第二項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第二項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）第六十一号及び第六十二号に掲げる手続をした者に対し、特許法第八十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三條の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下第三十四条の二の三第一号を除き、単に「ファイル」という。）に記録されている事項（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録されたものを除く。）の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十五 特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項の証明の請求

五十六 特許法第八十六条第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

五十七 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）を使用して行う閲覧の請求

五十八 法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものを除く。）の交付の請求

五十九 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納の届出

六十 法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納

六十一 特許法施行規則第十三条の二第二項若しくは第十三条の三第一項又は実用新案法施行規則第二十二條第一項若しくは第二十二條の二第二項の規定による情報の提供

六十二 特許法施行規則第二十五條の七第六項、第二十七條の四の二第四項（同条第九項（実用新案法施行規則第二十三條第二項並びに意匠法施行規則第二條の二第二項及び第十九條第三項において準用する場合を含む。）、実用新案法施行規則第二十三條第二項並びに意匠法施行規則第二條の二第二項及び第十九條第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十一條の二第五項、第三十八條の二第三項（実用新案法施行規則第二十三條第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八條の六の二第四項（実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第三十八條の十四第三項（同条第八項（実用新案法施行規則第二十三條第七項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による回復理由書の提出

六十三 商標法施行規則第六條の二第三項、第七條の二第二項又は第十八條第七項の規定による期間延長請求書の提出

六十四 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十一条第一項又は第二項に規定する申請書の提出（特許法施行規則第七十二條第三項の規定によりこれらの申請書の提出を省略する場合に限る。）

六十五 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第一項又は第二項に規定する申請書の提出（特許法施行規則第七十三條第三項の規定によりこれらの申請書の提出を省略する場合に限る。）

六十六 意匠法施行規則第二條の二第二項に規定する手続

六十七 法第五條第一項ただし書の規定による電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出

（特定手続の入力事項等）

第十条の二 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一条、第十三条、第十三条の二及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

2 前項に規定する入力は、特許庁長官が定める技術的基準に適合する電子計算機を使用して行わなければならない。

（副本等の提出の省略）

第十条の三 電子情報処理組織を使用して特定手続（別表第一の二の四から十四まで、三十六及び八十五から八十七までの項に掲げるものに限る。）を行ったときは、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において提出しなければならないとされている証人及び相手方のための書面並びに副本を提出したものとみなす。

（願書等の様式）

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五條の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

手続	書類名	様式
----	-----	----

一	旧特許法第四十五條第一項の規定による特許出願	願書	様式第九
二	旧特許法第五十三條第四項に規定する特許出願	願書	様式第十
三	特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第三条による改正前の意匠法第十二條第一項の規定による意匠登録出願	願書	様式第十一
四	第十條第五十二号に規定する法第四十一條第二項において準用する特許法第十七條第三項の規定による手続の補正	手続補正書	様式第十二
五	第十條第五十四号又は第五十五号に規定する特許法第八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三條第一項又は第三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による証明の請求（次号に掲げるものを除く。）	証明請求書	様式第十三
六	第十條第五十四号に規定する特許法第八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三條第一項又は第三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願（意匠法施行規則第二條の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してしたものを含む。）又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三條の三第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求	優先権証明請求書	様式第十四
七	第十條第五十六号に規定する特許法第八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三條第一項又は第三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原付請求書簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付の請求	登録事項記録簿（縦覧）	様式第十五
八	第十條第五十七号に規定する法第十二條第一項の規定による同項第一号に掲げる事項についての閲覧の請求	登録事項の閲覧（縦覧）	様式第十六
九	第十條第五十七号に規定する法第十二條第一項の規定による同項第二号に掲げる事項についての閲覧の請求	登録事項の閲覧（縦覧）	様式第十七
十	第十條第五十八号に規定する法第十二條第二項の規定による書類の交付の請求	登録事項記載書類の交付	様式第十八
十一	第十條第四十三号に規定する法第十五條第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による法第十五條の二第二項付書若しくは法第十五條の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出（以下これらの申出	特許料納付書	様式第十九

第十條第十五号に規定する手続（登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）	第二項（同法第六十八條第五項において第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に合を含む。）の規定の適用を受けたい旨を規定する書面	別表第一の二の特許法第四十三條第一項（同法第四十三條第一項、第四十三條の二の二十九の項の二第二項（同法第四十三條の三第三第一項（同法第四十三條の三第三項において規定する手続において準用する場合を含む。）及び準用する場合を含む。）又は第四十三條の二の四十三條の三第三項において準用する第三第一項若しくは第二項の規定による優先権を含む。）に規定する書面を主張しようとする旨
第十條第十六号に規定する手続（登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）	意匠法第十四条第二項の規定による秘密にすることを請求する期間	第十三条 電子情報処理組織を使用して第十條の規定による特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。）を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十條の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二五号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る次の各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。 一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二條の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書 三 前二号に掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書 2 電子情報処理組織を使用して別表第一の二に掲げる特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人。以下この項において同じ。）は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項及び当該特定手続を行う者の識別番号等の入力情報を電子計算機から入力し、それらの入力した事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る前項各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて、当該特定手続ごとに送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。 3 別表第一の二に掲げる手続について、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている物件であつて特許庁長官が認めるものを添付して行う場合には、当該物件の提出は、前項に規定する方法により行うものとする。 第十三條の二 特許等関係法令の規定により押印又は署名をしなければならないものとされている書面（国際出願等に係るものを除く。）について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合（前条第二項に規定する方法により提出する場合に限る。）は、その押印又は署名に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない。 2 前項の規定は、法第六條第一項の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う場合に準用する。 3 国際出願等に係る書面について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特許庁長官に提出する場合にあつては、当該書面にした署名は、国際出願法施行規則第二条第三項に規定する署名とみなす。 第十四條 特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手続を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該二の手続については連続して入力を行わなければならない。 2 特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとされている二の手続のうち一の手続を電子情報処理組織を使用して行い、他の手続を書面の提出により行うときは、当該二の手続については同日にしなければならない。 （電子証明書の届出） 第十五條 特定手続を行おうとする者は、電子証明書の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない。
第十條第十六号に規定する手続（登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）	特許法施行令第十一條第一項又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十二條第一項の申請書の提出を省略する旨	特許法施行令第十一條第一項又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十二條第一項の申請書の提出を省略する旨
別表第一の二の特許法第三十條第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨	特許法第三十條第二項の規定の適用を受けようとする旨	特許法第三十條第二項の規定の適用を受けようとする旨
別表第一の二の特許法第四十一條第四項に規定する書面に規定する手続	特許法第四十一條第一項の規定による優先権を主張しようとする旨	特許法第四十一條第一項の規定による優先権を主張しようとする旨

2 前項に掲げる事項の届出をした者は、電子証明書の追加又はその使用を中止するとき、遅滞なく、特許庁長官に対し、電子証明書の追加等の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その届出を行わなければならない。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条 削除

(物件の提出)

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。）を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一 意匠法第六条第二項の規定により提出するひな形又は見本

一の二 商標法第五条第四項の規定により提出する経済産業省令で定める物件

二 商標法第七条第三項の規定により提出すべき同条第一項に規定する法人であることを証明する書面

三 商標法第七条の二第四項の規定により提出すべき同条第一項に規定する組合等であることを証明する書面及び同条第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類

三の二 特許法施行令第十一条第一項若しくは第二項又は特許法等関係手数料令第一条の三第一項若しくは第二項の規定により提出すべき経済産業省令で定める書面

三の三 国際出願法施行令第四条の規定により提出すべき経済産業省令で定める書面又は国際出願法施行規則第八十五条第二項の規定により提出すべき特許法施行規則第七十四条の二各号に掲げる書面

四 特許法施行規則第四条の三（第五条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）又は国際出願法施行規則第五条の規定により提出すべき代理権を証明する書面

五 特許法施行規則第五条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許を受ける権利の承継を証明する書面

六 特許法施行規則第六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）又は国際出願法施行規則第七条の規定により提出すべき第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面

七 特許法施行規則第八条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき代表者であることを証明する書面

八 削除

九 特許法施行規則第二十七条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第二十二條第二項及び第十九条第三項並びに商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項（実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条第一項ただし書の契約があることを証明する書面

十 特許法施行規則第二十七条第三項（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第二十二條第二項及び第十九条第三項並びに商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第二十七條第四項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

十一 特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定により提出すべき受託証の写し又は微生物を寄託したことを証明する書面

十二 特許法施行規則第三十一条の三第一項の規定により提出すべき書類又は物件

十三 特許法施行規則第三十二條第二項、意匠法施行規則第十三条第一項又は商標法施行規則第九条の五第二項の規定により提出すべき証拠物件

十四 特許法施行規則第五十条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき証拠物件

十五 商標法施行規則第二十条第六項の規定により提出すべき承諾を証明する書面

十六 第六十一条第三項において準用する特許法施行規則第六十九条第二項、第六十二条において準用する実用新案法施行規則第二十一条第二項、第六十三条第二項において準用する意匠法施行規則第十八条第二項又は第六十四条において準用する商標法施行規則第十八条第二項の規定により提出すべき特許権、実用新案権、意匠権又は商標権についての持分の定めがあることを証明する書面

十七 現金手続省令第六条第一項の規定により提出すべき歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第四百一十一号）別紙第四号の十二書式の納付済証（特許庁提出用）

十八 国際出願法施行規則第二十一条第四項の規定により提出すべき優先権を主張する旨を記載した書面

十九 国際出願法施行規則第二十一条の二第四項の規定により提出すべき先の調査の結果の写しの送付を請求する旨を記載した書面

二十 削除

二十一 国際出願法施行規則第八十三条第一項又は第三項から第六項までの規定により提出すべき持分の定めがあることを証明する書面

2 前項第一号から第十七号までに掲げる物件を提出する場合は、様式第三十二によりしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第三号の三、第四号、第六号及び第十七号から第二十一号までに掲げる物件であつて、国際出願に係るものを提出する場合は、様式第三十二の二によりしなければならない。

4 第六十一条第一項の規定にかかわらず、国際出願法施行規則第一条、第二条及び第十一条の規定は、前項の規定による物件の提出に準用する。

（物件を提出する期間）

第二十条 第十九条第一項の期間は、同項第一号に掲げる物件を提出する場合は第十条の二第一項の入力をした日、その他の物件を提出する場合は三日とする。

（特定手続を行った旨の申出等）

第二十一条 電子情報処理組織を使用して一の特定手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三号（国際出願等に係る手続に際しての申出に限る。）及び第四十八号並びに別表第一の二に掲げるものを除く。）を行う者（代理人により特定手続を行う場合にあつては、その者の代理人）が二人以上あるときは、これらの者のうち第十条の二第一項に規定する入力を行う者以外の者は、当該入力の後三日以内に、当該特定手続を行った旨を特許庁に申し出なければならない。

2 前項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出は、様式第三十二によりしなければならない。

第二十二条 削除

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する

審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げるものに限る。）並びに国際意匠登録出願に係る第十号第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号及び第五十二号に掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）

ロ 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人（意匠法施行規則第二条の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してするときを含む）、商標登録出願人、防護標章登録出願人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の書換登録の申請者又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八号第二項並びに商標法第七十七号第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出

ハ 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願（意匠法施行規則第二条の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してするときを含む）、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の書換登録の申請に関する手続の受継の申立て

ニ 特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（これらの規定を実用新案法第十一条において準用する場合を含む。）に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

ホ 意匠法第四条第三項の規定による同条第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

ヘ 商標法第九条第二項の規定による同条第一項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面の提出

ト 特許法第三十九条第六項（同法第三十四条第七項（実用新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、意匠法第九条第四項又は商標法第八条第四項の規定による届出

チ 特許法第四十三条第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項（実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十三条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）、及び特許法第四十三條の三第三項（実用新案法第十三条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八号第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第十三条第一項、意匠法第十五条第一項及び同法第六十條の十第二項並びに商標法第十三条第一項（同法第六十八号第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する優先権証明書類等の提出（特許法施行規則第三十八條の十四第一項（実用新案法施行規則第二十三條第七項において準用する場合を含む。）の規定により特許法第四十三條第二項に規定する優先権証明書類等を提出する場合を含む。）

リ 特許法第六百八十四條の十四（同法第六百八十四條の二十第六項並びに実用新案法第四十八條の十五第三項及び第四十八條の十六第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法第三十条第二項（これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

又 意匠法第六十條の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の提出

ル 意匠法第六十條の七第一項の規定による同法第四条第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

ヲ 意匠法第六十條の二十二第二項の規定による請求

ワ 特許法第六百三十四條第四項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の審尋又は特許法第六百九十四條第一項（実用新案法第五十五條第三項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じて提出する書類その他の物件の提出

カ 商標法施行規則第十九條第二項の規定による情報の提供

コ 特許法施行規則第二十七條の二第二項の規定による届出

タ 第十九條第一項の規定による物件の提出（国際出願に係る物件の提出を除く。）

レ 特許法第七十七條第一項若しくは第三項（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の号ソにおいて同じ。）若しくは特許法第六百三十三條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。この号ソにおいて同じ。）、及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。この号ソにおいて同じ。）、において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十條の二十四又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。この号ソにおいて同じ。）、の規定によるこの号ロからタまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

ソ 特許法第七十七條第一項若しくは第三項若しくは第六百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の二十四又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）

二 法第七條第三項、特許法第十八條（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）、又は実用新案法第二条の三の規定による前号イからソまでに規定する手続の却下の処分

三 特許法第十八條の二第二項（法第四十一條第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）、において準用する場合を含む。）の規定による第三十四條の二十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五條の二第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五條の三第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）、及び第一号イからソまでに規定する手続の却下の処分

四 特許庁長官が行う特許法第二十二條（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）、若しくは特許法第二十四條（実用新

案法第二条の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する民事訴訟法第二百二十八條第一項若しくは第三百三十一條第一項の規定による決定又は特許法第二十四條において準用する民事訴訟法第三百三十一條第二項の規定による決定の取消し（別表第一の一から四まで及び六の項の第二欄に掲げる手続に係るものを除く。）

五 特許法第八十四條の五第三項（実用新案法第四十八條の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による国際特許出願（特許法第八十四條の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願をいい、別表第一の二の項（一）に掲げるものを除く。）又は国際実用新案登録出願（実用新案法第四十八條の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願をいい、別表第一の二の項（一）に掲げるものを除く。次号において同じ。）の却下の処分

六 実用新案法第四十八條の七第三項の規定による国際実用新案登録出願の却下の処分

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のイからホまでに掲げるものを除く。）

イ 特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶をすべき旨の査定

ロ 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定

ハ 商標法第六十八條の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に係る登録異議の申立てについての決定又は決定の取消し

ニ 商標法第六十八條の十第一項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）又は国際登録に基づく商標権に係る審判についての審決、決定又は決定の取消し

ホ 国際登録に基づく商標権の効力についての判定の手続に係る決定又は決定の取消し

八 判定（国際登録に基づく商標権の効力についての判定を除く。）

九 特許法第四百七十七條第一項（同法第七十一條第三項（実用新案法第二十六條、意匠法第二十五條第三項及び商標法第二十八條第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）、特許法第五百十一條（同法第七十一條第三項及び第二百二十條、実用新案法第四十一條、意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第四十三條の八（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。））、実用新案法第四十一條、意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第四十三條の六第二項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））の規定による調書の作成（国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについてするものを除く。）

（特定処分等の入力事項）

第二十三條の二 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は、電子情報処理組織を使用して特定処分等を行うときは、当該特定処分等につき規定した特許等関係法令の規定において文書に記載すべきこととされている事項を法第二條第一項の電子計算機（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力し、ファイルに記録しなければならない。

（審判官等を明らかにする措置）

第二十三條の三 審判長、審判官、審査官及び審判書記官（以下「審判官等」という。）は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名押印しなければならぬものとされている場合において、法第四條第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して行うときは、その記名押印に代えて、特許庁長官が指定する職員が交付した識別カードを使用し、又は個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換し

た符号その他の審判官等を認証するための符号を使用するとともに、あらかじめファイルに記録した暗証番号を入力することにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならない。（特定通知等の指定）

第二十三條の四 法第五條第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一 法第七條第二項、特許法第七十七條第三項（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二條の二第四項若しくは第六條の二の規定による第二十三條第一号イからソまでに規定する手続及び第三十四條の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付に係る申出、法第十五條の二第二項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五條の三第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八條の二第二項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三條の二第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三條第一号イからソまでに規定する手続及び第三十四條の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五條の二第二項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五條の二第二項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）をした者に対する却下の理由の通知

三 特許法第二十三條第一項（意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による命令（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

四 特許法第二十三條第三項（意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

五 特許法第三十六條の二第三項の規定による通知

六 特許法第三十八條の四第一項の規定による通知

七 特許法第三十八條の四第四項本文の規定によりその特許出願を明細書等補完書を提出した時にしたものとなした旨の特許法施行規則第二十七條の十一第三項の規定による通知

八 特許法第三十九條第六項（同法第三十四條第七項（実用新案法第十一條第二項、意匠法第十五條第二項及び商標法第十三條第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。））、意匠法第九條第四項又は商標法第八條第四項の規定による命令（審査又は拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

九 特許法第四十三條第六項（実用新案法第十一條第一項及び意匠法第十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十 特許法第四十八條の五第二項の規定による通知

十一 特許法第四十八條の七の規定による通知

十二 特許法第五十条（同法第五十九条第二項及び第六十三條第二項並びに意匠法第十九條及び第五十条第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第十五條の二（同法第五十五条の第二項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五條の五、第六十八條第二項及び平成八年改正商標法附則第十二條において準用する場合を含む。）若しくは商標法第十五條の三（同法第五十五條の第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法附則第七條（同法附則第十六條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による通知

十三 特許法第五十条の二（同法第五十九條第二項及び第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十四 特許法第五十二條第二項（同法第六十三條第三項、意匠法第十九條並びに商標法第十七條（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十五條の五並びに同法附則第九條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による査定の謄本の送達

十五 特許法施行規則第三十七條（同令第五十条の十五第三項、意匠法施行規則第十九條第四項及び商標法施行規則第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する決定の謄本の送付又は特許法施行規則第五十条の十三第二項（意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する決定の謄本の送付（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十六 意匠法第十七條の二第三項（同法第五十条第一項において準用する場合を含む。）又は商標法第十六條の二第三項（同法第五十五條の二第三項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定の謄本の送達

十七 特許法第三百三十七條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）又は特許法第四百四十四條の二第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則第四十八條第二項（意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）に規定する指定又は変更の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十八 特許法第四百四十五條第三項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

十九 特許法第五百五十條第五項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十 特許法第五百五十一條（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第九十四條第一項の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）、証拠保全に係るものを除く。）

二十一 特許法第五百五十三條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十二 特許法第五百五十六條第一項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の終結の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十三 特許法第五百五十七條第三項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審決の謄本の送達（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十四 特許法第八十四條の五第二項又は実用新案法第四十八條の五第二項の規定による手続の補正の命令

二十五 特許法第八十九條（実用新案法第五十五條第二項、意匠法第六十八條第五項及び商標法第七十七條第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法施行規則第十六條（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）に規定する特許法第十八條（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、特許法第十八條の二第二項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、特許法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、特許法第五百三十三條の二第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（意匠法附則第二十三條において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。））、特許法第五百三十三條の二第三項（意匠法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。））、特許法第五百三十三條の二第四項（意匠法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。））、特許法第五百三十三條の二第五項（意匠法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。））、特許法第五百三十三條の二第六項（意匠法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。））の三の規定による特定手続又は第二十三條第一号ロからソまでに規定する手続の却下の処分

二十六 特許法第三百三十四條第四項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査及び特許法第九十四條第一項（実用新案法第五十五條第三項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による求め並びにこれらに応じ提出された物件に関する特許法施行規則第十五條第二項（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還の通知

二十七 実用新案法第十二條第七項の規定による通知

二十八 実用新案法第十三條第二項の規定による通知

二十九 実用新案法第十三條第四項の規定により作成された実用新案技術評価書に関する実用新案法第十三條第三項の規定による謄本の送達

三十 実用新案法第四十八條の七第二項の規定による命令

三十一 特許法第二十八條の規定による特許証の交付

三十二 実用新案法第五十条、意匠法第六十二條及び商標法第七十一條の二の規定による登録証の交付

三十三 特許法施行規則第二十八條（実用新案法施行規則第二十三條第二項、意匠法施行規則第十九條第三項及び商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による出願の番号の通知、特許法施行規則第四十八條第一項（意匠法施行規則第十九條第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定による審判の番号の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）及び意匠法施行規則第二條の二第三項の規定による複数意匠一括出願手続の番号の通知

三十四 特許登録令施行規則（昭和三十三年通商産業省令第三十三号）第六十條（実用新案登録令施行規則（昭和三十三年通商産業省令第三十四号）第三條第四項、意匠登録令施行規則（昭和三十三年通商産業省令第三十五号）第六條第四項及び商標登録令施行規則第十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録済みの通知

三十五 第三條第二項及び第三項の規定による通知

三十六 第六條第三項の規定による通知

（特定通知等の方法）

第二十三條の五 特許庁長官、審判長又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の電子計算機（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力してその

特定通知等の相手方の使用に係る同項の電子計算機（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

（特定通知等を受ける方式の指定）

第二十三条の六 法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める方式は、様式第三十二の三により、特定通知等の相手方があらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受けることを届け出る方式とする。

（特許法施行規則等の適用除外）

第二十三条の七 法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う通知又は命令にあつては、特許法施行規則第十八条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二十四条 削除

（特定手続の記録事項）

第二十五条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを特許庁に提出しなければならない。

第二十六条 削除

（磁気ディスクへの記録方式）

第二十七条 第二十五条及び第二十九条第二項の規定による磁気ディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、しなければならない。

（提出物件票等）

第二十八条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許庁長官が定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面をはり付け、様式第三十三により作成した提出物件票を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

一 手続をする者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）の氏名又は名称
二 前号に掲げる者（識別番号の通知を受けている者に限る。）の識別番号

2 前項の場合において、同時に二以上の磁気ディスクを提出するときは、前項の書面ごとに一で始まる連続番号（以下「磁気ディスクの整理番号」という。）を付し、当該番号を記載しなければならない。

（磁気ディスクに添付する物件）

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。次項において同じ。）を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号、第一号の二及び第十七号に掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については様式第三十二により作成した手続補足書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

2 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第二号から第十六号までに掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、様式第三十二により作成した手続補足書を当該磁気ディスクに添付する方法又は当該磁気ディスクに記録する方法により、提出しなければならない。

（書面の提出による手続の指定）

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る）、第四十四号から第四十七号まで、第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く）、第六十二号、第六十三号、第六十五号及び第六十六号に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。

（磁気ディスクへの記録を求める期間）

第三十一条 法第七条第一項の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。

（ファイルへの記録方法等）

第三十二条 法第六条第三項並びに第八条第一項及び第五項の規定によるファイルへの記録の方法は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、特許庁長官が定める。

2 前項の規定により作成されるファイルは、それに記録されている事項に係る書類について様式が定められている場合には、その様式により当該書類を作成できるものでなければならない。

第三十二条の二及び第三十三条 削除

（登録情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め）

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、登録情報処理機関に対し指定特定手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、登録情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 磁気ディスクへの記録を求める者及びその代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 指定特定手続の提出に係る書面の提出の年月日
三 次のいずれかの番号

イ 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の番号（ただし、出願の番号の通知がされていないときは、その出願の願書に記載した整理番号又は国際出願の番号）
ロ 書換登録申請の番号（ただし、書換登録申請の番号が通知されていないときは、書換登録の申請書に記載した整理番号）
ハ 審判の番号

ニ 実用新案登録の登録番号
ホ 意匠登録の登録番号
ヘ 商標登録の登録番号

ト 意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号
四 磁気ディスクへの記録を求める旨
（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にその手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

一 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、防護標章登録出願人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の書換登録の申請者又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出

二 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項の書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求に関する特許法第二十二條第一項（実用新案法第二条

登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項の書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求に関する特許法第二十二條第一項（実用新案法第二条

の五第二項、意匠法第六十八條第二項及び商標法第七十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による受継の申立て

三 特許法第三十條第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

四 特許法第三十八條の二第四項本文の規定による手続補完書の提出

五 特許法第三十八條の三第一項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願

六 特許法第三十八條の三第三項の規定による明細書及び必要な図面の提出

七 特許法第三十八條の四第三項の規定による明細書等補完書の提出

八 特許法第三十九條第六項、意匠法第九條第四項又は商標法第八條第四項の規定による協議の結果の届出

九 特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項（実用新案法第十一條第一項及び意匠法第十五條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一條第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）、及び特許法第四十三條の三第三項（実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）、同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項及び同法第六十條の十第二項並びに商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）、同法第六十條の十第二項並びに商標法第十三條第一項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、新案法施行規則第二十三條第七項において準用する場合を含む。）、の規定により特許法第四十三條第二項に規定する優先権証明書類等を提出する場合を含む。）、

十 特許法第七十七條第一項の特許料の納付の申出

十一 特許法第二百二十二條第二項の割増特許料の納付の申出

十二 特許法第二百九十四條第一項（実用新案法第五十五條第三項、意匠法第六十八條第二項及び商標法第七十七條第二項において準用する場合を含む。）、の規定による物件の提出

十三 特許法第七十九條第九項の規定による過誤納の請求の手数料の返還の請求

十四 特許法第九十五條第十一項に規定する過誤納の請求の手数料の返還の請求（第十條第一号、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号まで、第五十二号及び第六十二号に掲げる手続を行った者が特許法第九十五條第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）、

十五 特許法施行規則第十三條の二第一項若しくは第十三條の三第一項、実用新案法施行規則第二十二條第一項若しくは第二十二條の二第一項又は商標法施行規則第十九條第一項の規定による情報の提供

十六 特許法施行規則第二十七條の二第二項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出

十七 特許法施行規則第二十七條の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文の提出

十八 実用新案法第三十一條第一項の登録料の納付の申出

十九 実用新案法第三十三條第二項の割増登録料の納付の申出

二十 実用新案法第三十一條第一項に規定する登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）、に関する同法第三十四條第一項に規定する登録料の返還の請求

二十一 実用新案法第五十四條の二第十項に規定する過誤納の請求（第十條第二号、第十八号、第二十三号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十号まで、第五十二号及び第六十二号に掲げる手続を行った者が実用新案法第五十四條第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）、

二十二 意匠法第四條第三項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

二十三 意匠法第四十二條第一項の登録料の納付の申出

二十四 意匠法第四十四條第二項の割増登録料の納付の申出

二十五 意匠法第六十條の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出

二十六 意匠法第六十條の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

二十七 意匠法第六十條の二十二第二項の規定による個別指定手数料の返還の請求

二十八 意匠法第六十七條第七項に規定する過誤納の請求（第十條第三号、第十五号、第十八号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで、第五十二号及び第六十二号に掲げる手続を行った者が意匠法第六十七條第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）、

二十九 商標法第五條の二第三項（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）、の規定による手続補完書の提出

三十 商標法第九條第二項の規定による出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出

三十一 商標法第四十條第一項又は第六十五條の七第一項若しくは第二項の登録料の納付の申出

三十二 商標法第四十一條の二第一項又は第七項の登録料（第七項にあつては、商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料に限る。）、の納付の申出

三十三 商標法第四十三條第三項の割増登録料の納付の申出

三十四 商標法第七十六條第七項に規定する過誤納の請求（第十條第四号、第十八号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行った者が商標法第七十六條第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）、

三十五 拒絶査定等に対する審判に係る手続（第一号、第二号及び第三十四号に掲げる手続並びに第十條第二十七号に掲げる特定手続を除く。）、

三十六 第一章（第五條第二項第五号及び第七條を除く。）、の規定による手続

三十七 第十九條第一項の規定による物件の提出

三十八 特許法第七十七條第一項若しくは第三項（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）、）において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）、若しくは特許法第三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）、第三十九号において同じ。）、及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）、第三十九号において同じ。）、において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十條の二十四又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、から第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）、

四十 第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、による手続に係る

申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十六号まで、第三十七号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十八号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十一 国際出願その他国際出願に係る手続（平成十六年一月一日前にした国際出願及びこれに係る手続を除く。）

四十二 特許庁長官、審判長又は審査官に対する上申に係る書類の提出（第十条第一号から第四号までに掲げる手続が特許庁に係属している場合又は平成十二年一月一日以降に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものに限る。）

四十三 国際意匠登録出願に係る別表第一の五の項第三欄に掲げる手続

四十四 特許法第八十四条の八第一項（実用新案法第四十八条の十五第一項において準用する場合を含む。）の規定による補正書の写しの提出（特許法施行規則第三十八条の十三の二第五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを添付して提出するもの又は特許法施行規則第三十八条の十三の二第十四項前段（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。）

四十五 特許法施行規則第二十七条の五第九項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八条の十三の二第二項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第三十八条の十三の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。）に規定する物件提出書の提出（特許法施行規則第二十七条の五第十六項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第三十八条の十三の二第十五項（実用新案法施行規則第二十三条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出するものに限る。）

（電磁的記録の提供方法）

第三十四条の二の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める方法は、第十三条第二項に規定する方法とする。

第三十四条の二の三 法第十条第二項の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法

（縦覧の方法）

第三十四条の三 特許庁長官は、法第十一条の規定によりファイルに記録されている事項を公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項を法第二条第一項の電子計算機の映像面に表示して縦覧に供するものとする。

（閲覧の方法等）

第三十四条の四 法第十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う閲覧は、同項各号に掲げる事項を法第二条第一項の電子計算機（その閲覧の請求が書面の提出により行われた場合にあつては、特許庁の使用に係るものに限る。）の映像面に表示して閲覧する方法で行うものとする。

2 前条及び前項に規定する電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）は、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものでなければならぬ。

（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定）

第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続にあつては、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。

（閲覧の請求をすることができる特許原簿等）

第三十四条の六 法第十二条第二号の経済産業省令で定める事項は、特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合にあつては、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項第三号に規定する意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を除く。）とする。

（読み取り専用光ディスク等による公報の発行）

第三十五条 法第十三条第一項に規定する磁気ディスクは、読み取り専用光ディスクとする。

2 法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合においては、当該情報に改変を防止するための措置を講じ、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと）をい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。）の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。

第三十九条の五第二項において同じ。）を使用するものとする。

第三章 予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付

（予納の届出）

第三十六条 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三十四号によりしなければならない。

（予納台帳番号の通知等）

第三十七条 特許庁長官は、予納届を受理したときは、予納台帳に当該予納届に記載された事項その他必要な事項を記録しなければならない。

2 前項の場合にあつては、特許庁長官は、予納届をした者に予納台帳番号を付与し、その番号をその者に通知しなければならない。

(予納)

第三十八條 法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納は、様式第三十五によりしなければならない。

（予納、口座振替又は指定立替納付者による納付の申出に係る手続の指定）

第三十八條の二 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の経済産業省令で定める手続について、予納、口座振替による納付の申出又は電子情報処理組織を使用して指定立替納付者による納付の申出をする場合は、第十条第一号から第五号まで、第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで、第六十二号、第六十三号及び第六十六号に掲げる特定手続並びに別表第一の二の一、三（国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。）、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる特定手続（以下この項において「別表第一の二に掲げる特定手続」という。）とする。ただし、別表第一の二に掲げる特定手続（同表の三の項に掲げるもの（国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。）を除く。）に係る予納による納付の申出にあつては、当該特定手続を電子情報処理組織を使用してする場合又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出によりする場合に限る。

2 法第十四条第一項の経済産業省令で定める手続について、電子情報処理組織を使用せず指定立替納付者による納付の申出をする場合は、手数料を現金をもつて納めることができる手続とする。

（予納届をした者の地位の承継）

第三十九條 令第一条第三項の規定による届出は、様式第三十六によりしなければならない。

2 前項の届出をするときは、予納届をした者の地位を承継したことを証明する書面（相続人が二人以上ある場合においては、令第一条第一項に規定する協議が成立したことを証明する書面を含む。）を提出しなければならない。

（口座振替による納付の届出）

第三十九條の二 法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）に規定する方法（以下「口座振替」という。）により特許料等又は手数料を納付しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面をあらかじめ特許庁長官に届け出るものとする。

- 一 特許料等又は手数料を納付しようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 識別番号
- 三 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
- 四 金融機関の店舗の名称

（振替番号の通知等）

第三十九條の三 特許庁長官は、前条の届出を受理したときは、届出をした者に振替番号を付し、その番号をその者に通知しなければならない。

（指定立替納付者の指定の要件）

第三十九條の四 法第十五条の三第一項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 指定立替納付者（法第十五条の三第一項に規定する指定立替納付者をいう。以下同じ。）として同項の規定により特許料等又は手数料の納付をする者の当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務（次号において「立替納付事務」という。）を適正かつ確実に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、立替納付事務を適正かつ確実に遂行するに足る知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 法第十五条の三第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により特許料等又は手数料の納付をする者がクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。）を提示し又は通知して、商品若しくは権利の購入又は役務の提供を受けることにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額が当該特許料等又は手数料の納付をする者の支払能力を超えることがないよう必要な措置を講じていること。

四 特許料等又は手数料を口座振替により納付すること。

（指定立替納付者の指定の申請）

第三十九條の五 法第十五条の三第一項に規定する特許庁長官の指定を受けようとする者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、定款、商業登記簿の謄本並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（法人でない者にあつては、資産又は納税に関する証明書）又はこれらに準ずるもの並びに前条第二号及び第三号に規定する基準を満たしていることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、特許庁長官が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置に記録されている情報のうち法第十五条の三第一項に規定する措置を執るための用に供するものの内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りではない。

（指定立替納付者の口座振替による納付の届出）

第三十九條の六 法第十五条の三第一項に規定する特許庁長官の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に届け出なければならない。

- 一 名称及び住所並びに事務所の所在地
- 二 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
- 三 金融機関の店舗の名称

（指定立替納付者の名称等の変更の届出）

第三十九條の七 指定立替納付者は、第三十九條の五第一項の申請書又は前条の書面に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第三十九條の八 特許庁長官は、法第十五条の三第一項の規定による指定を受けた者が同項に規定する指定の要件に該当しなくなったと認められるときは、その指定を取り消すことができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、文書で、その旨及び取消しの理由を指定立替納付者に通知しなければならない。

（指定立替納付者により納付された特許料等又は手数料の返還）

第三十九條の九 指定立替納付者により納付された特許料等又は手数料を特許等関係法令の規定により返還するときは、やむを得ないと認められる場合を除き、指定立替納付者に対して行うものとする。

（予納者による手続に係る申出又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等）

第四十条 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項若しくは法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下これらの申出をこの条において「納付等の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

- 一 特許料の納付等の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第十九

- 二 特許料の納付等の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付等の申出 様式第二十
 - 三 登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十一
 - 四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十二
 - 五 登録料の納付等の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十三
 - 六 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十四
 - 七 登録料の納付等の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第七項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十五
 - 八 登録料の納付等の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの 様式第二十六
 - 九 法第十五条第一項の規定による実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料の納付に係る手続に際しての申出は、手続に係る書面に、予納台帳番号及び登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
 - 十 法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする特許料等又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
 - 十一 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料を口座振替により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
 - 十二 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
 - 十三 電子情報処理組織を使用せず、特許料等又は手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出は、当該申出をする者が特許庁の窓口において第一項に規定する様式の書面又は第五項に規定する書面を提出することによりしなければならない。
 - 十四 法第十五条第一項の規定による手数料の納付に係る手続に際しての申出又は手数料を口座振替若しくは指定立替納付者により納付する場合の申出を第十三条第二項の方法によりする場合に、同項に規定する入力情報として、識別番号に加えて、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を電子計算機から入力しなければならない。
 - 一 法第十五条第一項の規定による手数料の納付に係る手続に際しての申出 予納台帳番号及び手数料の額
 - 二 手数料を口座振替により納付する場合の申出 振替番号及び納付しようとする手数料の額
 - 三 手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出 指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料の額
- （口座振替又は指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信）
- 第四十条の二** 特許庁長官は、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等又は手数料の納付をしようとする者から、当該特許料等又は手数料の納付に際し、前条第一項（口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。）又は第四項から第七項（口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。）までの申出があったときは、納付すべき特許料等又は手数料の額その他必要な納付情報を、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者又は指定立替納付

- 者が預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信するものとする。
- 2 災害その他やむを得ない理由により前項に定める納付情報を送信することができないと特許庁長官が認める場合において、その理由がなくなつたときは、直ちに、当該納付情報を送信するものとする。
- （口座振替又は指定立替納付者による特許料等又は手数料の納付日の特例）
- 第四十条の三** 特許料等又は手数料を口座振替又は指定立替納付者により納付する場合であつて、特許庁長官が歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十一条の五第二項に規定する領収済通知情報を受信したときは、口座振替又は指定立替納付者による納付の申出があったときを、その納付がされたときとする。
- （委任による法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は委任による口座振替による納付の申出）
- 第四十一条** 予納者又は口座振替による納付をしようとする者は、委任による代理人により法第十五条第一項及び第二項又は法第十五条の二第一項の規定による申出をする場合にあつては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を届け出るものとする。
- 2 前項に規定する届出は、様式第三十七によりしなければならない。
- （特許料及び登録料の包括納付の申出）
- 第四十一条の二** 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。
- 一 特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき第一年から第三年までの各年分の特許料（審判に係る特許出願について納付するものを除く。）
- 二 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第一年分の登録料（審判に係る意匠登録出願について納付するものを除く。）
- 三 商標法第四十条第一項、第六十五条の七第一項又は平成八年改正商標法附則第十五条第二項において読み替えて準用する商標法第四十条第二項の規定により納付すべき登録料（審判に係る商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願について納付するものを除く。）
- 2 包括納付申出書には、包括納付の申出をした者の氏名又は名称、その包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願（以下この条において「特定特許出願等」という。）の出願人（以下この条において「特定出願人」という。）の氏名若しくは名称又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特定特許出願等についての代理人（以下この条において「特定代理人」という。）の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。
- 3 特許庁長官は、包括納付申出書を受理したときは、これに番号を付し、その番号を包括納付の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 一の特定特許出願等について特許又は登録をすべき旨の査定の謄本が送達された場合において、次の各号の一に該当する包括納付申出書が提出されているときは、当該謄本の送達があった日から十日を経過した日に第一項の規定により当該包括納付申出書が援用されたものとする。ただし、当該謄本の送達があった日から十日以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特定特許出願等の出願人が特許庁長官に当該包括納付申出書を援用しない旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人及び代理人の表示と、包括納付申出書に記載された特定出願人及び特定代理人の表示が一致するもの

二 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人の表示と、包括納付申出書（特定代理人が記載されているものを除く。）に記載された特定出願人の表示が一致するもの（前号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

三 当該特定特許出願等の願書等に記載された代理人の表示と、包括納付申出書（特定出願人が記載されているものを除く。）に記載された特定代理人の表示が一致するもの（前二号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

（包括納付申出書の様式等）

第四十一条の三 包括納付申出書は、前条第一項各号ごとに様式第三十八により作成しなければならない。

2 前条第四項ただし書に規定する届出は、様式第三十九によりしなければならない。

（包括納付の申出の取下げ）

第四十一条の四 包括納付の申出をした者が当該包括納付の申出を取り下げるときは、様式第四十によりしなければならない。

（特許料及び登録料の自動納付の申出）

第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一 特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の特許料（特許権の存続期間の延長登録により延長された期間に係る特許料を除く。）

二 実用新案法第三十一条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の登録料

三 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第二以後の各年分の登録料

2 自動納付申出書には、自動納付の申出をした者の氏名若しくは名称、その自動納付申出書の援用による納付に係る特許権の特許番号及びその特許権者の氏名若しくは名称又は実用新案権の実用新案登録番号及びその実用新案権者の氏名若しくは名称又は意匠権の意匠登録番号及びその意匠権者の氏名若しくは名称その他必要な事項を記載しなければならない。

3 特許権、実用新案権又は意匠権について、自動納付申出書が提出されているときは、次の各号に掲げる日の四十年前の日に第一項の規定により当該自動納付申出書が援用されたものとする。

一 特許権に係る特許料の納付の申出にあつては、特許法第八十二条第二項に規定する期間が満了する日

二 実用新案権に係る登録料の納付の申出にあつては、実用新案法第三十二条第二項に規定する期間が満了する日

三 意匠権に係る登録料の納付の申出にあつては、意匠法第四十三条第二項に規定する期間が満了する日

（自動納付申出書の様式等）

第四十一条の六 自動納付申出書は、自動納付申出書の援用による納付に係る特許権、実用新案権又は意匠権ごとに様式第四十の二により作成しなければならない。

（自動納付の申出の取下げ）

第四十一条の七 自動納付の申出をした者が当該自動納付の申出を取り下げるときは、様式第四十の三によりなければならない。

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の八 特許法第七十七条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（国際出願法第十八条第三項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、第三十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第七項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料は、現金手続省令第一条第三項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

（電子情報処理組織による現金の納付方法）

第四十一条の九 第三条又は現金手続省令第二条の規定により識別番号を付与された者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）は、現金納付に係る特許料等又は特許法第九十五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規定する手数料、国際出願法第八十一条第一項若しくは第二項に規定する手数料、法第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料、国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を電子情報処理組織を使用して特許庁長官から得た納付情報により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。）に納付することができる。この場合において、納付者は、納付情報のうち納付番号を現金納付に係る特許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類に記載しなければならない。

2 前項の規定は、納付者が法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納をする場合に準用する。

3 納付者は、第一項に規定する現金納付に係る工業所有権の手数料等を納付する場合であつて、当該納付に係る手続を第十三条第二項の方法により行うときは、同項に規定する入力情報として、識別番号に加えて、第一項後段の規定による納付番号を電子計算機から入力しなければならない。

（現金手続省令の準用）

第四十一条の十 現金手続省令第七条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による手続に準用する。この場合において、現金手続省令第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の九第一項に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

第四章 登録情報処理機関等

第一節 登録情報処理機関

（登録の申請）

第四十二条 法第十七条の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 情報処理業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 行おうとする情報処理業務の範囲

四 情報処理業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び略歴

三 申請者が法第十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 申請者が法第十九条第一項各号の規定に適合することを説明した書類
（登録の更新の手続）

第四十二条の二 法第十九条の二の規定により、登録情報処理機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（変更の届出）

第四十三条 登録情報処理機関は、法第二十一条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（業務規程）

第四十四条 法第二十二條第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 情報処理業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 手数料の収納の方法に関する事項
- 三 情報処理業務の実施の方法に関する事項
- 四 情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項
- 五 情報処理業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 六 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、情報処理業務に関し必要な事項
- 2 登録情報処理機関は、法第二十二條第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 登録情報処理機関は、法第二十二條第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
- 四 業務の休廃止

第四十五条 登録情報処理機関は、法第二十三条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする情報処理業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第四十六条 法第二十四條第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（役員の選任及び解任）

第四十七条 登録情報処理機関は、法第二十五条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任した役員の氏名及び略歴
- 二 選任又は解任した年月日
- 三 選任又は解任の理由

（立入検査の身分証明書）

第四十八条 法第二十七條第二項の証明書は、様式第四十一によるものとする。

（帳簿の記載）

第四十九条 法第三十一条第一項の経済産業省令で定める事項は、各月において、法第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を求められた件数、当該記録を行った手続の件数並びに法第

六条第三項及び法第八条第一項の規定によるファイルへの記録に係る情報処理業務を行った手続の件数とする。

2 法第三十一条第一項の帳簿は、情報処理業務を廃止するまで保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十九条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この章において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第五十条から第五十三条まで 削除

（業務の引継ぎ等）

第五十四条 登録情報処理機関は、法第三十三條第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 情報処理業務の特許庁長官に引き継ぐこと。
- 二 情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料を特許庁長官に引き継ぐこと。
- 三 その他特許庁長官が必要と認める事項

（電磁的方法による提出）

第五十四条の二 第四十二條から第四十七條までの規定による書類の提出は、電磁的方法により行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、ファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

第二節 登録調査機関

（登録の申請）

第五十五条 法第三十六條第二項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 調査業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 行おうとする調査業務の区分
- 四 調査業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 調査業務実施者の氏名及び略歴並びに申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び略歴

三 申請者が法第三十九条において準用する法第十八條各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 申請者が法第三十七條第一項各号の規定に適合することを説明した書類
（登録の区分）

第五十六条 法第三十六條第二項の経済産業省令で定める区分は、別表第二のとおりとする。

第五十七条 削除

（業務規程）

第五十八条 法第三十九条において準用する法第二十二條第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 調査業務の区分
- 二 調査業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 調査業務の実施の方法に関する事項

- 四 調査業務の適正な実施のために必要な事項
- 五 調査業務実施者の選任及び解任に関する事項
- 六 調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項
- 七 調査業務に関する知り得た秘密の保持に関する事項
- 八 財務諸表の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、調査業務に関し必要な事項
- 2 登録調査機関は、法第三十九条において準用する法第二十二條第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 登録調査機関は、法第三十九条において準用する法第二十二條第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
- (帳簿の記載)
- 第五十九条 法第三十九条において準用する法第三十一條第一項の経済産業省令で定める事項は、各月における法第三十六條第一項の規定により行つた調査業務に係る特許出願の件数とする。
- 2 法第三十九条において準用する法第三十一條第一項の帳簿は、調査業務を廃止するまで保存しなければならない。
- (電磁的方法による保存)
- 第五十九条の二 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十九条において準用する法第三十一條第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
- 2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- (準用)
- 第六十条 第四十二條の二、第四十三條、第四十五條から第四十八條まで及び第五十四條の二の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二條の二中「前条」とあるのは「第五十五條及び第五十六條」と、第四十三條及び第四十五條中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第四十五條第一号中「範囲」とあるのは「区分」と、第四十七條中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第五十四條の二中「第四十二條から第四十七條まで」とあるのは「第五十五條、第五十八條第二項及び第三項並びに第六十条において準用する第四十二條の二、第四十三條、第四十五條並びに第四十七條」と読み替えるものとする。
- 第三節 特定登録調査機関
- (調査報告)
- 第六十条の二 法第三十九条の二の調査報告の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 調査報告番号
 - 二 特定登録調査機関の名称及び登録番号
 - 三 特定登録調査機関の登録の区分
 - 四 先行技術調査業務を行つた技術の分野
 - 五 先行技術調査業務を行つた年月日
 - 六 先行技術調査業務を行つた調査業務実施者の氏名
 - 七 その調査報告に係る特許出願の番号
 - 八 その調査報告に係る特許出願の特許請求の範囲
 - 九 先行技術調査に際して行つた技術の検索の条件及び結果

- 十 調査報告の交付年月日
- 十一 その他必要な事項
- (登録の申請)
- 第六十条の三 法第三十九条の四の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 先行技術調査業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 行おうとする先行技術調査業務の区分
 - 四 先行技術調査業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、登記事項証明書若しくはこれに準ずるもの又はこれらの写しを添付しなければならない。
- (登録の区分)
- 第六十条の四 法第三十九条の四の経済産業省令で定める区分は、別表第三に掲げるとおりとする。
- (先行技術調査業務規程)
- 第六十条の五 法第三十九条の七第二項の先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - 一 先行技術調査業務の区分
 - 二 先行技術調査業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 自己又はその子会社の特許出願について先行技術調査業務を行わない旨
 - 四 先行技術調査業務の実施の方法に関する事項
 - 五 先行技術調査業務の適正な実施のために必要な事項
 - 六 先行技術調査業務に関する料金に関する事項
 - 七 先行技術調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項
 - 八 調査報告の特許庁長官への提出に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、先行技術調査業務に関し必要な事項
 - 2 特定登録調査機関は、法第三十九条の七第一項の規定により先行技術調査業務規程の届出をするときは、先行技術調査業務を開始しようとする日の二週間前までに、その旨を記載した届出書に先行技術調査業務規程を添えて特許庁長官に提出しなければならない。
 - 3 特定登録調査機関は、法第三十九条の七第一項の規定により先行技術調査業務規程の変更の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
 - (業務の休廃止の届出)
 - 第六十条の六 特定登録調査機関は、法第三十九条の八の規定により先行技術調査業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。
 - 一 休止し、又は廃止しようとする先行技術調査業務の区分
 - 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
 - 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
 - 四 休止又は廃止の理由
 - (帳簿の記載)
 - 第六十条の七 法第三十九条の十一において準用する法第三十一條第一項の経済産業省令で定める事項は、法第三十九条の二の規定により行つた先行技術調査業務に係る特許出願の件数及び番号並びに交付した調査報告の調査報告番号とする。

2 法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第一項の帳簿は、先行技術調査業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第六十条の八 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（調査報告の提出）

第六十条の九 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を実施したときは、遅滞なく、調査報告を特許庁長官に提出しなければならない。

（準用）

第六十条の十 第四十二条の二、第四十三条、第四十八条及び第五十四条の二の規定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十条の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と、第五十四条の二中「第四十二条から第四十七条まで（第四十四条第一項及び第四十六条を除く。）」とあるのは「第六十条の三、第六十条の五第二項及び第三項、第六十条の六、第六十条の九並びに第六十条の十において準用する第四十二条の二並びに第四十三条」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（特許法施行規則の準用）

第六十一条 特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条、第十一条の三及び第十三条の規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。

2 特許法施行規則第十八条第二項の規定は、法第十二条第二項の規定によるファイルに記録されている事項を記載した書類の交付に準用する。

3 特許法施行規則第六十九条第二項の規定は、第十一条第一項の表の第十一号若しくは第十二号又は第四十条第一項第一号若しくは第二号の特許料等の納付の申出に準用する。

4 特許法施行規則第六十九条第三項の規定は、第十一条第一項の表の第十一号若しくは第十二号又は第四十条第一項第一号若しくは第二号の特許料等の納付の申出に準用する。

（実用新案法施行規則の準用）

第六十二条 実用新案法施行規則第二十一条第二項の規定は、第十一条第一項の表の第十三号又は第四十条第一項第三号の特許料等の納付の申出に準用する。

（意匠法施行規則の準用）

第六十三条 意匠法施行規則第二条の三から第二条の五までの規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。

2 意匠法施行規則第十八条第二項の規定は、第十一条第一項の表の第十四号若しくは第十五号又は第四十条第一項第四号若しくは第五号の特許料等の納付の申出に準用する。

（商標法施行規則の準用）

第六十四条 商標法施行規則第十八条第二項の規定は、第十一条第一項の表の第十六号、第十七号若しくは第十八号又は第四十条第一項第六号、第七号若しくは第八号の特許料等の納付の申出に準用する。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。ただし、第一条から第五号まで、第六条第二項及び第三項、第八条、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条から第五十八条まで、第六十条（第四十五条の準用に係る部分を除く。）、第六十一条第一項及び附

則第九条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する部分の施行の日（同年九月十二日）から施行する。

（施行日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続）

第九条 第三条第三項第四号、第四条及び第十五条から第十八条までの規定は、令附則第九条の規定による届出に準用する。

附則（平成五年六月二四日通商産業省令第三二二号）

この省令は、平成五年七月一日から施行する。

附則（平成五年一月八日通商産業省令第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則等の改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（改正法附則第五条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正後の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号。以下「新実用新案法」という。）の規定の適用を受けるものを除く。）又はこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、改正前の実用新案法施行規則（以下この項において「旧実用新案法施行規則」という。）（第六条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二及び第九条の三の規定を除く。）、改正前の特許法施行規則、改正前の意匠法施行規則、改正前の実用新案登録令施行規則（以下「旧実用新案登録令施行規則」という。）（第二条及び第三条第三項において準用する特許登録令施行規則第四十九条の規定を除く。）、改正前の特許登録令施行規則（以下「旧特許登録令施行規則」という。）、改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）（第三条、第十条及び第二十三条の規定を除く。）及び改正前の通商産業省組織規程の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧実用新案法施行規則第二条の二及び第三条の二並びに旧特例法施行規則第十九条第一項、第二十三条の三及び第三十四条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

2 前項の規定にかかわらず、この省令の施行後に請求される審判及びその確定審決に対する再審については、改正後の実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する新特許法施行規則第五十二条の二の規定を適用する。

3 第一項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第三項及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた実用新案法施行規則の様式に規定する書面の用紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、日本産業規格A列4番とする。

附則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（平成七年六月二七日通商産業省令第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二條及び第二十三條第三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定（【考案の名称】を削る部分を除く。）、並びに同規則様式第十六の改正規定（同様式に備考2を加える部分に限る。）、第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定（「公告」を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。）、並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七條の規定（特許登録令施行規則第七條第三項、第三十一条第一項及び第三十七條第一項の改正規定中、「第二百二十六條第一項若しくは第百八十四條の十五第一項」を「若しくは第百二十六條第一項」に改める部分

並びに同規則第二十八條第二項及び第三項の改正規定を除く。）、第十一條及び第十二條の規定並びに附則第二條、第四條及び第五條の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年九月一日通商産業省令第六四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成八年二月二五号通商産業省令第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。ただし、第九條の規定は、平成九年一月一日から、第二條、第四條、第十三條、第十五條及び附則第十一條の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（第十二條の規定による特例法施行規則の改正に伴う経過措置）

第八條 第十二條の規定による改正後の特例法施行規則第二條第二項及び第三項の規定は、この省令の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願（この省令の施行後にされた意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願であつて、意匠法第十條の二第二項（同法第十一條第三項、第十二條第四項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。）及び第十七條の三第一項（商標法第十七條の二（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）並びに商標法第十條第二項（同法第十一條第五項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、この省令の施行前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、適用しない。

附 則（平成九年三月二四号通商産業省令第二二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願（この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四條第二項（同法第四十六條第六項及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十條第三項、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）による改正前の特許法第四十四條第二項（同法第四十六條第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。）第九條第一項において準用する場合を含む。）、平成五年旧実用新案法第八條第三項、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。）第四十五條第六項若しくは第五十三條第四項（昭和六十年旧特許法第五十九條第一項（昭和六十年旧特許法第六百七十四條第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。）第四十五條において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）、昭和六十年旧特許法第六百六十一條の三第一項（昭和六十年旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第十三條において準用する場合を含む。）又は平成五年改正法附則第五條第六項において準用する場合を含む。）の項により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九條第一項、第三十一條第一項及び第三十三條中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

3 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則第三條第一項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下この項において「特例法施行規則」という。）附則第三條第一項（第六條において準用する場合を含む。）の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則、実用新案法施行規則及び特例法施行規則に規定する手続については、これらの規定にかかわらず、第一條の規定による改正後の特許法施行規則第二十七條の五の規定、第二條の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三條の規定並びに第四條の規定による改正後の特例法施行規則第十九條の二及び第二十九條の二の規定を適用する。

附 則（平成九年三月二七号通商産業省令第三九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年五月二九号通商産業省令第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附 則（平成九年二月二七号通商産業省令第二六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一條及び第二十三條の四の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三條第二號の規定は、平成十年三月三十一日までの間は、適用しない。

附 則（平成九年二月二七号通商産業省令第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（平成一〇年一月八号通商産業省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（平成一〇年二月一八号通商産業省令第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行前にした類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録についての見込額からの登録料の納付の申出については、第八條の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十一條及び第四十條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第十一條第一項中「フレキシブルディスクの提出により」とあるのは、「令第八條の規定によるフレキシブルディスクの提出により」と読み替えるものとする。

附 則（平成一二年三月一〇号通商産業省令第一四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年九月三〇号総理府・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この命令は、法の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成一二年二月二八号通商産業省令第二二二号） 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月九日通商産業省令第三二号)

この省令は、標準の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日(平成十二年三月十四日)から施行する。

附 則 (平成十二年四月一九日通商産業省令第九九号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、法の施行の日(平成十二年四月二十日)から施行する。

附 則 (平成十二年一月二〇日通商産業省令第三五七号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十二年二月二五日通商産業省令第四〇四号)

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成十二年二月二三日経済産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年五月三一日経済産業省令第一六六号)

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成十四年八月一日経済産業省令第九四号) 抄

第一条 この省令は特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年九月一日)から施行する。

附 則 (平成十五年六月六日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成十五年九月一〇日経済産業省令第一〇一号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(平成十五年十月一日)から施行する。

附 則 (平成十五年一〇月二七日経済産業省令第一四一号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

附 則 (平成十五年十二月二一日経済産業省令第一五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

附 則 (平成十六年三月二日経済産業省令第二八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成十六年四月二〇日経済産業省令第六一号)

この省令は、平成十六年四月二十八日から施行する。

附 則 (平成十六年六月四日経済産業省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第四十条の改正規定を除く。)は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十六年九月三〇日経済産業省令第九九号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一十七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一十七年三月二九日経済産業省令第三〇号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一十七年八月二日経済産業省令第七六号)

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。ただし、第十条第五十九号、第十三条第一号並びに第十五条第一項第一号、第二項及び第三項の規定は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則 (平成一十七年一〇月三日経済産業省令第九六号)

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附 則 (平成一十七年二月二日経済産業省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一十八年二月二五日経済産業省令第七号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一十八年六月八日経済産業省令第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十八年六月十三日)から施行する。

附 則 (平成一十八年二月二六日経済産業省令第一一〇号)

この省令は、平成十九年一月四日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日経済産業省令第五〇号)

この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 第七条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下「新特例法施行規則」という。)第三十九条の二に規定する口座振替による納付の届出に関する手続及び第三十九条の三に規定する振替番号の通知は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

第三条 第七条の規定による新特例法施行規則第四十一条の五第二項並びに第四十一条の六及び第四十一条の七に規定する特許料及び登録料の自動納付の申出に関する手続は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成二十一年一月三〇日経済産業省令第五五号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月二日経済産業省令第三四号)

この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。

附 則 (平成二十二年三月一〇日経済産業省令第八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条第二号に規定する方法による特定手続は、この省令による改正

	附則（平成二十七年二月二〇日経済産業省令第七号） この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
	附則（平成二十七年三月二〇日経済産業省令第一四号） この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
	附則（平成二十七年六月二二日経済産業省令第五〇号） この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。
	附則（平成二十八年三月二五日経済産業省令第三六号） この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
	附則（平成二十八年九月八日経済産業省令第九〇号） この省令は、平成二十八年九月十五日から施行する。
	附則（平成二十九年一月二〇日経済産業省令第三三号） この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。
	附則（平成二十九年二月二四日経済産業省令第九号） この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
	附則（平成二十九年五月一九日経済産業省令第四四号）抄 （施行期日）
	第一条 この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十二号）の施行の日から施行する。 附則（平成二十九年六月二三日経済産業省令第四八号）抄 （施行期日）
	第一条 この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。 附則（平成二十九年七月二一日経済産業省令第五二号）抄 （施行期日）
	1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。 （経過措置）
	2 この省令の施行の際現に工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第三十六条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けている者は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けた者とみなし、同表の上欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二十年政令第二百五十八号。以下「令」という。）第二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる期間とする。
この省令による改正前の工業所有権に関する手続の特例に関する法律（以下「旧規則」という。）別表第二の上欄に掲げる区分	有効期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる区分	新規則別表第二の上欄に掲げる区分に係る一 先行技術調査登録調査機関として受けた登録の有効期間
先行技術調査（計測）又は掲げる一 先行技術調査登録調査機関として受けた登録の有効期間	先行技術調査（材料分析）（計測）

旧規則別表第二の上欄に掲げる二 先行技術調査（ナノ物理）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二 先行技術調査（応用物理）	間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二 先行技術調査（ナノ物理）又掲げる三 先行技術調査（材料分析）	新規規則別表第二の上欄に掲げる三 先行技術調査（分析診断）	間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる四 先行技術調査（応用光学）	新規規則別表第二の上欄に掲げる四 先行技術調査（応用光学）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる五 先行技術調査（光デバイス）	新規規則別表第二の上欄に掲げる五 先行技術調査（光デバイス）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる六 先行技術調査（事務機器）	新規規則別表第二の上欄に掲げる六 先行技術調査（事務機器）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる七 先行技術調査（自然資源）	新規規則別表第二の上欄に掲げる七 先行技術調査（自然資源）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる八 先行技術調査（アミューズメント）	新規規則別表第二の上欄に掲げる八 先行技術調査（アミューズメント）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる九 先行技術調査（住環境）	新規規則別表第二の上欄に掲げる九 先行技術調査（住環境）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十 先行技術調査（自動制御）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十 先行技術調査（自動制御）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十一 先行技術調査（動力機械）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十一 先行技術調査（動力機械）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十二 先行技術調査（運輸）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十二 先行技術調査（運輸）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十三 先行技術調査（一般機械）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十三 先行技術調査（一般機械）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十四 先行技術調査（自動制御）又掲げる十四 先行技術調査（生産機械）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十四 先行技術調査（自動制御）又掲げる十四 先行技術調査（生産機械）	間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間

旧規則別表第二の上欄に掲げる十五 先行技術調査（搬送組立）又掲げる十五 先行技術調査（生活機軸）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十五 先行技術調査（搬送組立）又掲げる十五 先行技術調査（生活機軸）	間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十六 先行技術調査（繊維包装機軸）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十六 先行技術調査（繊維包装機軸）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十七 先行技術調査（生活機器）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十七 先行技術調査（生活機器）	間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十八 先行技術調査（熱機器）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十八 先行技術調査（熱機器）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十九 先行技術調査（福祉・サービス機器）	新規規則別表第二の上欄に掲げる十九 先行技術調査（福祉・サービス機器）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十 先行技術調査（無機化学）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二十 先行技術調査（無機化学）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十一 先行技術調査（金属加工）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二十一 先行技術調査（金属加工）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十二 先行技術調査（金属電気化）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二十二 先行技術調査（金属電気化）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十三 先行技術調査（搬送組立、調査（半導体機器）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二十三 先行技術調査（搬送組立、調査（半導体機器）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十四 先行技術調査（医療）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二十四 先行技術調査（医療）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十五 先行技術調査（生命工学）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二十五 先行技術調査（生命工学）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十六 先行技術調査（環境化学）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二十六 先行技術調査（環境化学）	間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十七 先行技術調査（有機化学）	新規規則別表第二の上欄に掲げる二十七 先行技術調査（有機化学）	間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間

[illegible]

るものとする」を、「第二十八条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第二項に規定する願書を除く）」と読み替えるものとする」に改める部分に限る。）の規定、様式第二、様式第二の二、様式第六、様式第十四及び様式第十四の二及び別表並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三条、第十条（第三十九号に係る部分を除く。）、第十一条、第十二条、第十九条、第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十四條の二、第三十四條の五、第三十八條の二、第三十九條の十及び第六十三條の規定は、この省令の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、この省令の施行の前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 この省令による改正後の意匠法施行規則第十五条（同規則第二十八条の二）を「同規則二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、同規則第二十八条の二」に改める部分に限る。）及び第十九条第三項（「と読み替えるものとする」を、「第二十八条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第二項に規定する願書を除く）」と読み替えるものとする」に改める部分を除く。）の規定並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第二十三條の四の規定は、この省令の施行の前日に特許法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の意匠法第十五条第一項及び第六十條の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三條第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

3 この省令による改正後の意匠法施行規則第十九条第一項（特許法施行規則第四条の二第五項及び第六項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第三十九号の規定は、この省令の施行の前日に改正前の意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

附 則（令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第七條の規定による改正前の工業所有権の手続等の特例に関する法律施行規則様式第三十五は、特許法等の一部を改正する法律附則第六條第一項の政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第二条の規定は、第四条の規定による工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。

附 則（令和四年九月二六日経済産業省令第七五号）

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第四条の三第一項の改正規定、第五条中特許登録令施行規則第十三条の五第一項の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の改正規定及び第七條中工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第三条の二第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一〇月三一日経済産業省令第八〇号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条 前条の規定は、第二条の規定による工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。

附 則（令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和五年三月一三日経済産業省令第一〇号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年二月一八日経済産業省令第五八号） 抄

（施行期日）
1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和五年二月二八日経済産業省令第六三号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月三一日経済産業省令第二号）

（施行期日）
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十條第六十六号の次に一号を加える改正規定、同令第二十三條の六の改正規定及び同令様式第三十二の二の次に一様式を加える改正規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。（準備行為）

2 改正法附則第六條第一項に規定する届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日においても、この省令による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十條第六十七号及び第二十三條の六の規定の例により行うことができる。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省令第一〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二九日経済産業省令第一一号）

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一（一）法の施行の日（以下「施行日」）第十條第七号、第八号、第十一條第二十三條の四第三号、という。）前にされた特許出願及び実号から第十三号まで、第十六号第四号、第八号、第十号用新案登録出願（施行日以後にされたから第二十二号まで、第三十八、第十二号、第十四号、特許出願及び実用新案登録出願であつから第四十号まで、第四十三第三十五号、第二十五号及び、特許法第四十四條第二項（同法第号（手数料の納付に関するもの）の第二十六号に掲げる通四十六條第六項及び実用新案法第十一に限定。）、第四十四号から第四十知又は命令（平成十二年条第一項において準用する場合を含む。）、第十七号まで、第五十号から第五十一号以後に拒絶査定七号、実用新案法第十條第三項又は第十三号まで及び第六十一号に掲不服審判を請求した事件十三條第四項（旧特許法第百五十九條以後に拒絶査定不服審判を請求場合にするものを除く。）第一項（旧特許法第百七十四條第一項した事件が特許庁に係属している（旧実用新案法第四十五條において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）、旧特許法第百六十一條の三第

七	平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求	に（限る。）、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続
七	別表第一の二	第十号第二十七号、第三十八号第二十三号の四第三号、第四十一号まで、第四十五号第四号、第八号、第十二号から第四十七号まで及び第五号、第十四号から第二十一号から第五十三号までに掲げる手続及び第二十六号に掲げる通知又は命令
一	先願参照出願	知又は命令
二	特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ	
三	国際出願その他国際出願等に係る手続（第十号第五号、第五号の二、第四十三号（国際出願等に係る手続に際しての申出に限る。）及び第四十八号に掲げる特定手続並びに国際出願法施行規則第二十一条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。）	
四	審判、再審又は判定の請求（第十号第二十六号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）を除く。）	
五	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求	
六	特許異議の申立て又は登録異議の申立て	
七	審判又は再審への参加の申請	
八	特許異議の申立て又は登録異議の申立てについての審理への参加の申請	
九	審判、再審及び判定に係る手続についての期間の延長又は期日の変更の請求（第十号第三十八号、第三十九号及び第四十一号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）を除く。）	
十	特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続についての期間の延長又は期日の変更の請求	
十一	審判、再審及び判定に係る手続についてする補正による手数料の納付	
十二	特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付	
十三	審判、再審及び判定に係る手続（第十号第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）	
十四	特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続（別表第一の二の五、六、八、十及び十二の項に掲げるものを除く。）	
十五	別表第一の二の三十二、三十三、三十七、六十六、八十九から九十三まで、九十六及び百一の項に關しての特許法第五号第一項又は同条第三項（これらの規定を適用新案法第二条の五第一項、意匠法第六十八号第一項及び商標法第七十七号第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長の請求	
十六	特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八号第二項並びに商標法第七十七号第二項及び同法附則第二十七号第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）	
十七	特許法第十七号第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八号第二項並びに商標法第七十七号第二項及び同法附則第二十七号第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）別表第一の二の十八の項において同じ。）、実	
十八	用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第十四条の三、意匠法第六十号の二十四又は商標法第六十八号の二十八第一項、第六十八号の四十若しくは同法附則第二十四号（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。同表の十八において同じ。）の規定による同表の一、二、十五、十六、十九から三十九まで、四十二から四十五まで、四十八から五十五まで、六十一、六十二、六十四から六十八まで、七十二から八十七まで、八十九から九十八まで、百から百二まで、百十六から百二十三までの項に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（特許法施行規則第二十一条第二項又は第三項の規定により一の書面とする場合を含む。）	
十九	特許法第七十七号第一項若しくは第三項、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六号の二、意匠法第六十号の二十四又は商標法第六十八号の四十若しくは同法附則第二十四号の規定による第十号第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）	
二十	特許法第二十二号第一項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八号第二項及び商標法第七十七号第二項において準用する場合を含む。）の規定による受継の申立て（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）	
二十	特許法第三十号第三項（実用新案法第十一号第一項において準用する場合を含む。）の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出	
二十	特許法第三十号第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出（先願参照出願に係るものに限る。）	
二十	特許法第三十八号の二第四項本文の規定による手続補完書の提出	
二十	特許法第三十八号の三第二項の規定による書面の提出	
二十	特許法第三十八号の三第三項の規定による明細書及び必要な図面の提出	
二十	特許法第三十八号の四第三項の規定による明細書等補完書の提出	
二十	特許法第三十八号の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げ	
二十	特許法第四十一条第四項の規定による書面の提出（先願参照出願と同時にするものに限る。）	
二十	特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八号第四項の規定による書面の提出（特許出願又は実用新案登録出願と同時にするものを除く。）	
二十	特許法第四十三号第三項（同法第四十三号の二第二項（同法第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出（先願参照出願と同時にするものに限る。）	
三十	特許法第四十三号第一項（同法第四十三号の二第二項（同法第四十三号の三第三項（実用新案法第十一号第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一号第一項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出（特許出願又は実用新案登録出願と同時にするものを除く。）	
三十	特許法第四十三号第二項（同法第四十三号の二第二項（同法第四十三号の三第三項（実用新案法第十一号第一項及び意匠法第十五号第一項において準用する場合を含む。）及び特許法第四十三号第一項及び意匠法第十五号第一項において準用する場合を含む。）及び特許法第四十三	

六十	特許法施行規則第四十三条（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定による裁定取消請求書の提出
八十	特許法施行規則第四十四条（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する答弁書の提出
八十	特許法施行規則第四十四条の二（実用新案法施行規則第二十三条第十一項及び意匠法施行規則第十九条第七項において準用する場合を含む。）及び特許法施行規則第五十条の十四（同令第四十条（実用新案法施行規則第二十三条第九項、意匠法施行規則第十九条第五項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）及び第五十条の十六、実用新案法施行規則第二十三條第十二項、意匠法施行規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定による営業秘密に関する申出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）
八十	特許法施行規則第六十七条（実用新案法施行規則第二十三條第十三項、意匠法施行規則第十九条第九項及び商標法施行規則第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の規定による特許証の再交付の請求
九十	特許法施行規則第六十九条の二第二項若しくは第六項、実用新案法施行規則第二十一条の四第一項若しくは第五項、意匠法施行規則第十八条の六第一項若しくは第五項又は商標法施行規則第十条第四項若しくは第八項若しくは第十八条の二第二項若しくは第六項の規定による回復理由書の提出
一	特許法施行規則第七十六条の規定による特許料の返還の請求
九十	実用新案法施行規則第十条第二項に規定する訂正書の提出
二	
九十	実用新案法施行規則第二十一条の二の規定による登録料の返還の請求
三	
九十	意匠法施行規則第六条第一項の規定による特徴記載書の提出（国際意匠登録出願に係るものに限る。）
九十	意匠法施行規則第十二条の三第二項又は商標法施行規則第九条の三第一項の規定による信託を受託する旨の書面の提出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）
五	意匠法施行規則第十八条の二の規定による登録料の返還の請求
九十	意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第九条の二第二項の規定による代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出（国際意匠登録出願又は国際商標登録出願に係るものに限る。）
九十	意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第九条の二第二項の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出（国際意匠登録出願又は国際商標登録出願に係るものに限る。）
九十	商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提出
九	
百	商標法施行規則第二条第十項若しくは第十四項又は第二十三條第三項若しくは第七項の規定による回復理由書の提出
百一	商標法施行規則第十八条の三の規定による登録料の返還の請求
百二	商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供
百三	特許登録令施行規則第十条第一項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八條の規定により同一の申請書でする場合を含む。）

百四	特許登録令施行規則第十条第二項（実用新案登録令施行規則第三条第三項及び意匠登録令施行規則第六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八條（実用新案登録令第七条及び意匠登録令第七条において準用する場合を含む。）の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百五	特許登録令施行規則第十条第三項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八條の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百六	特許登録令施行規則第十条第四項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八條及び特許登録令第二十八條の二第二項（特許法施行規則第九条第一項の届出に係るものに限る。）若しくは第三項（特許権の存続期間の延長登録の出願人に係るものに限る。）の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百七	特許登録令施行規則第十条第五項（実用新案登録令施行規則第三条第三項及び意匠登録令施行規則第六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八條（実用新案登録令第七条及び意匠登録令第七条において準用する場合を含む。）の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百八	特許登録令施行規則第十条第六項に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八條の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百九	特許登録令施行規則第十条第七項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八條の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百十	特許登録令施行規則第十条第八項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出（特許登録令第二十八條の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百十	特許登録令施行規則第十条の五（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請の取下げ
百十	特許登録令施行規則第十三条第一項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による期間延長請求書の提出
百十	特許登録令施行規則第十三条の三（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する手続補正書の提出
百十	実用新案登録令施行規則第二条の三に規定する申請書の提出（実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第二十八條の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百十	商標登録令施行規則第四条第一項から第三項までに規定する申請書の提出（商標登録令第十条において準用する特許登録令第二十八條の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
百十	第六條第二項の規定による包括委任状の提出
六	
百十	第七條の規定による届出（国際意匠登録出願又は国際商標登録出願に係るものに限る。）
七	
百十	第七條（特許法施行規則第九条の三第二項（実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）及び特許登録令施行規則第十三條の六第二項（実用新案登録令施行規則第三条第三項、意匠登録令施行規則第六条第三項及び商標登録令施行規則第十七条第三項において準用する場合を含む。）

む。において準用する場合を含む。）の規定による届出（第十條第四十五号並びに別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）

百十 第八條の規定による包括委任状の取下げ

九

百二十 第十條第四十三号（法第十五條第一項（法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る届出、法第十五條の二第一項又は法第十五條の三第一項（これらの規定を法第十六條において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の届出並びに現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出に係るものに限る。）並びに別表第一の二の一、二、十五から三十九まで、四十二から四十五まで、四十七から五十五まで、六十から六十二まで、六十四、六十六から八十七まで、八十九から九十八まで、百から百十まで、百十二、百十四、百十五、百十七、百十八、百二十一及び百二十二の項に掲げる手続をした者に對し、特許法第十八條の二第二項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許登録令第三十八條第四項（実用新案登録令第七條、意匠登録令第七條及び商標登録令第十條において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

百二十 第十條第五十四号から第五十八号まで及び別表第一の二の一、十五、十七、二十四、三十一、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四條第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続を行った者が特許等關係法令の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関する特許法第九十五條第十一項、実用新案法第五十四條の二第十項、意匠法第六十七條第七項及び商標法第七十六條第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求

百二十九 第九條第一項（同項第一号、第一号の二及び第十七号を除く。）の規定による物件の提出

百二十九 第九條第一項に規定する届出

十三

百二十四 第四十一條の三第一項に規定する包括納付届出書及び同條第二項に規定する届出の提出

十四

百二十五 第四十一條の四の規定による包括納付の届出の取下げ

十五

百二十六 第四十一條の六に規定する自動納付届出書の提出

十六

百二十七 第四十一條の七の規定による自動納付の届出の取下げ

十七

別表第二（第五十六條關係）

区分の名称

技術の分野

一 先行技術調査（計測）

時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定、物理的測定、光学的測定等

二 先行技術調査（応用物理）

電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等

三 先行技術調査（分析診断）

機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等

四 先行技術調査（応用光学）

電子写真材料、マーケティング、写真、フォトレジスト、光学要素、レンズ・光学系、カメラ、EL素子等

五 先行技術調査（光デバイス）

発光素子、受光素子、光制御、液晶等

六 先行技術調査（事務機器）

電子写真（工程・制御）、印刷、インクジェットプリンター、プリンター一般等

七 先行技術調査（自然資源）

農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等

八 先行技術調査（アミューズメント）

パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等

九 先行技術調査（住環境）

建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等

十 先行技術調査（自動制御）

制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機、電動機・発電機制御等

十一 先行技術調査（動力機械）

燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、タービン、車両統合制御、流体機械、流体制御等

十二 先行技術調査（運輸）

車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両等

十三 先行技術調査（一般機械）

軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等

十四 先行技術調査（生産機械）

研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立等

十五 先行技術調査（搬送）

運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等

十六 先行技術調査（繊維包装機械）

紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等

十七 先行技術調査（生活機器）

生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等

十八 先行技術調査（熱機器）

給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等

十九 先行技術調査（医療機器）

医薬注入、物理療法、手術、補綴等

二十 先行技術調査（無機化学）

触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミックス、ガラス等

二十一 先行技術調査（金属・金属加工）

精錬・鋳造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面処理等

二十二 先行技術調査（電気化学）

燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電池、燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等

二十三 先行技術調査（半導体機器）

半導体素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子の実装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子等

二十四 先行技術調査（生命工学・医療）

化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧品、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等

二十五 先行技術調査（有機化学）

有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等

二十六 先行技術調査（環境化学）

膜、水処理、固液分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般、混合等

二十七 先行技術調査（プラスチック工学）

高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等

二十八 先行技術調査（高分子）

縮合系高分子（熱可塑性系、熱硬化系）、付加系高分子（特殊）、高分子組成物、重合・触媒等

二十九 先行技術調査（繊維・積層体）

繊維、積層体、塗装、皮革、紙等

三十 先行技術調査（有機化合物）

有機化合物、医薬等

三十一 先行技術調査（電子商取引）

電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等

三十二	先行技術調査（インタ ーフェイス）	マンマシンインターフェイス、計算機細部等
三十三	先行技術調査（情報処 理）	ソフト開発・AI、ハード・中核ソフト、ICカード、メモリ回 路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、DRM、 暗号、デバイス転送制御等
三十四	先行技術調査（伝送シ ステム）	移動体通信、電話システム、警報、基礎伝送回路、パルス回路、 増幅器等
三十五	先行技術調査（電力シ ステム）	送配電、充放電、電路の調整（インバータ、コンバータ、電流・ 電圧の調整）、電線の据付等
三十六	先行技術調査（デジタ ル通信）	データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、 データネットワーク等
三十七	先行技術調査（映像シ ステム）	ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、音響、楽器・ 音声処理、情報記録等
三十八	先行技術調査（画像処 理）	画像処理、FAX、CG、CAD等
三十九	先行技術調査（電気機 器）	抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製 造、電気部品の実装、電気装置の筐体等
四十	分類及び要約書の記載の 適合性についての調査	
別表第三（第六十条の四関係）		
区分の名称	技術の分野	
一	先行技術調査（計測）	時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測 定、物理的測定、光学的測定等
二	先行技術調査（応用物理）	電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等
三	先行技術調査（分析診断）	機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等
四	先行技術調査（応用光学）	電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素、レ ンズ・光学系、カメラ、EL素子等
五	先行技術調査（光デバ イス）	発光素子、受光素子、光制御、液晶等
六	先行技術調査（事務機器）	電子写真（工程・制御）、印刷、インクジェットプリンター、プリ ンター一般等
七	先行技術調査（自然資源）	農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等
八	先行技術調査（アミューズ メント）	パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等
九	先行技術調査（住環境）	建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等
十	先行技術調査（自動制御）	制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機、電 動機・発電機制御等
十一	先行技術調査（動力機 械）	燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、タービ ン、車両統合制御、流体機械、流体制御等
十二	先行技術調査（運輸）	車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー、ハ イブリッド電気車両等
十三	先行技術調査（一般機 械）	軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等
十四	先行技術調査（生産機 械）	研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立等
十五	先行技術調査（搬送）	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等
十六	先行技術調査（繊維包装 機械）	紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等
十七	先行技術調査（生活機 器）	生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置等
十八	先行技術調査（熱機器）	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等
十九	先行技術調査（医療機 器）	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等
二十	先行技術調査（無機化 学）	触媒、無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミック ス、ガラス等
二十一	先行技術調査（金属・ 金属加工）	精錬・鑄造・圧延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面 処理等
二十二	先行技術調査（電気化 学）	燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電池、 燃料電池、電池の要素・実装、電線、電線の製造等
二十三	先行技術調査（半導体 機器）	燃料電池素子、半導体集積回路、半導体素子の製造、半導体素子の実 装、熱電素子、超電導素子、圧電素子、磁気抵抗効果素子等
二十四	先行技術調査（生命工 学・医療）	化合物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧 料、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等
二十五	先行技術調査（有機化 学）	有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、イン ク、接着剤、固体廃棄物、乳化・分散・マイクロカプセル等
二十六	先行技術調査（環境化 学）	膜、水処理、固体分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般、混 合等
二十七	先行技術調査（プラス チック工学）	高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等
二十八	先行技術調査（高分 子）	縮合系高分子（熱可塑性系、熱硬化系）、付加系高分子（特殊）、高分 子組成物、重合・触媒等
二十九	先行技術調査（繊維・ 積層体）	繊維、積層体、塗装、皮革、紙等
三十	先行技術調査（有機化 合物）	有機化合物、医薬等
三十一	先行技術調査（電子商 取引）	電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等
三十二	先行技術調査（インタ ーフェイス）	電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等
三十三	先行技術調査（情報処 理）	ソフト開発・AI、ハード・中核ソフト、ICカード、メモリ回 路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、DRM、暗 号、デバイス転送制御等
三十四	先行技術調査（伝送シ ステム）	移動体通信、電話システム、警報、基礎伝送回路、パルス回路、増 幅器等
三十五	先行技術調査（電力シ ステム）	送配電、充放電、電路の調整（インバータ、コンバータ、電流・電 圧の調整）、電線の据付等
三十六	先行技術調査（デジタ ル通信）	データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、デ ータネットワーク等
三十七	先行技術調査（映像シ ステム）	ビデオ規格、ビデオ配信、TVカメラ、TV細部、音響、楽器・音 声処理、情報記録等

三十八	先行技術調査（画像処理）	画像処理、FAX、CG、CAD等
三十九	先行技術調査（電気機器）	抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等

様式第1（第3条関係）

様式第1（第3条関係）
識別番号付与請求書
(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿	
1 請求人	
郵便番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	(国籍・地域)
2 代理人	
識別番号	
郵便番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	

【備考】

1

用紙は、日本産業規格A列4番（縦21cm、横29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2

余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。

3

文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。

4

「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字町、字町、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

5

氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りしやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

6

「請求人」又は「代理人」の欄の「氏名又は名称」（法人にあっては、「代表者」）の次に請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

7

「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

8

請求人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「住所又は居所」の次に「住所又は居所原語表記」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、請求人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「氏名又は名称」の次に「氏名又は名称原語表記」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあっては、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

9

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

10

請求人がり条約の締結国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締結国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考9に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

11

「（国籍・地域）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

12

第3条第2項又は現金手続省令第2条第2項の規定による識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄は設けるには及ばない。

13

代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

14

「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。

氏名(名称)変更届
(令和 年 月 日)

〔備考〕

標登録番号（特許（登録）番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録権人の表示変更」のように記載する。第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面とするときは、「1 表示変更登録申請に係る出願の表示」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設けて、「表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「別紙」と記載して、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号（出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

二 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。

ホ 特許登録令第36条（実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条及び商標登録令第10条において準用する場合を含む。）の規定により書面の提出を省略するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 提出物件の目録」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「採用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を記載する。

8 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、8、12及び14から17までと同様とする。

様式第3(第4条関係)

住所(居所)変更届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 住所(居所)を変更した者

識別番号

旧住所又は旧居所

郵便番号

新住所又は新居所

氏名又は名称

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕

1 第4条第4項の規定により届出と申請を一の書面とする場合において、その申請が登録免許税法(昭和42年法律第35号)第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。

2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者(代理人を除く。)の印を押さなければならない。その場合、「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

4 様式第1の備考1から3まで、5、6、8、12及び14から17まで並びに様式第2の備考2、3、6及び7と同様とする。この場合において、様式第2の備考7中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

様式第6（第6条関係）

包 括 委 任 状 提 出 書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 提出者

識別番号

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

(国籍・地域)

2 選任した代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4 提出物件の目録

(1) 包括委任状 1通

(2) (通)

(備考)

1 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続だけを代理権の内容とする包括委任状（この様式において「商標包括委任状」という。）以外の包括委任状を提出するときは、「識別番号」の欄に識別番号を記載し、商標包括委任状を提出するときは、「識別番号」の欄になるべく識別番号を記載する。

2 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「代表者」の欄の次に「法人の法的能力」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的能力を記載し、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく当該法人の法的能力を記載する。

3 「住所又は居所」（「郵便番号」を含む。）は、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、何重、何重、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

4 外国人が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するときは、「（国籍・地域）」の欄に、その外国人の国籍・地域を記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」の欄に記載した国・地域（第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

5 外国人が商標包括委任状を提出するときは、「（国籍・地域）」の欄に、なるべくその外国人の国籍・地域を記載する。

6 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとし、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく営業所の郵便番号及び所在地を記載する。

7 パリ条約の加盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するとき（備考6に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記録する場合にあっては、「氏名又は名称（原語表記）」の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所

在地の国・地域名を記載し、商標包括委任状を提出するとき（備考6に該当するときを除く。）は、なるべく営業所の所在地の国・地域名を記載するものとする。

8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任権により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

(文例)

包 括 委 任 状

令和 年 月 日

私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇（弁護士）〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- 1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び審判登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する複代理人の選任
- 1 すべての国際出願に関する一切の件
- 住所（居所）
- 氏名（名称）
- 9 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、8及び13から17までと同様とする。

【物件名】
【適用の表示】
【物件名】
【適用の表示】
17 その他は、様式第1の備考1、2、15及び16と同様とする。

様式第8(第8条関係)

包括委任状取書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 包括委任状番号

2 提出者
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

3 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

〔備考〕

1 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、代表者の氏名を記載する。

2 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

4 代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

5 様式第1の備考1から3まで、5及び12から17までと同様とする。

- 【発明者】
【住所又は居所】
【氏名】
【発明者】
【住所又は居所】
【氏名】
【特許代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国・地域】）
【特許代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国・地域】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 19 代理人の選任の届出を出国と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。また、「【選任した代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 20 【「手数料の表示」】の欄は、第40条第2項の規定により法第16条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【手納台帳番号】」には手納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（円、「」等を付さず、アラビア 数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。特許法第196条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第196条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、現金手続者令第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【手納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号、以下「事務規程」という。）別添第4号の12番式に定める納付書番号を記録するものとし、第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【手納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄に設けるに及ばない。

- 21 特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に応じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示」】の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように当該以外のすべての者の持分の割合を記録する。
- 22 特許法施行規則第27条第2項の規定により特許法第3条第2項の定め又は法第256条第1項ただし書の条約を記録するときは、「【手数料の表示」】の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。
- 23 第12条の規定により、特許法第20条第3項に規定する同条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記録した書面の届出に代えて発明の新規性の喪失の例外的規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【特記事項】」の欄の「昭和60年改正特許法第45条第1項の規定による特許出願」の記録の次に行を改めて、「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記録する。
- 24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の届出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記録するときも同様とする。また、同項第2号に規定する事項を願書に記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）】における出願の番号」を設けて、特許法第43条第2項に規定する優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記録し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記録し、又は、「世界知的財産権機関」と記録する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【パリ条約による優先権等の主張】
【国・地域名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）
【パリ条約による優先権等の主張】
【国・地域名】
【出願日】
【出願番号】
（【出願の区分】）
（【アクセスコード】）
（【優先権証明書提供国（機関）】）
（【提供国（機関）における出願の番号】）
- 25 第12条の規定により、特許法第41条第4項に規定する書面の届出に代えて同条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」（備考24に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「令和何年何月何日出出の特許願」のように先の出願の年月日を記録し、「【出

願日」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の順番に記載した整理番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

26 「（【提出日】 年 月 日）」の欄には、手続をする日となるべく記録する。

27 「（【国際特許分類】）」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条（1）の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明を最も適切に表示するものとなるべく記録する。分類のグループ記号を2以上記録する場合は行を改めて記録する。

28 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和60年通商産業省令第45号）による改正前の特許法施行規則（以下「旧規則」という。）第31条第2項から第4項までの規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【採用の表示】」の欄を設けて、「実質を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する（備考30において同じ。）。

【物件名】

【採用の表示】

【物件名】

【採用の表示】

29 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

30 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【採用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは採用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。

様式第10（第11条関係）（平7通産令87・平8通産令79・平10通産令87・一部改正、平11通産令132・旧様式第132上、平15通産令73・平31通産令12・令元通産令1・一部改正）

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 昭和60年改正前特許法第53条第4項に規定する特許出願

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

（【国際特許分類】）

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納金帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲	1
【物件名】 明細書	1
【物件名】 図面	1）
【物件名】 要約書	1

【備考】

1 【原出願の表示】の欄の「【出願番号】」には「昭和何年特許願第何号」、「【出願日】」には「昭和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び旧特許法第53条第1項の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記録する。

- 2 旧規則第31条第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に【採用の表示】の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【物件名】
- 【採用の表示】
- 【物件名】
- 【採用の表示】
- 3 その他は、様式第9の備考と同様とする。

様式第11（第11条関係）

【書録名】 意匠登録簿

【整理番号】

【特記事項】 平成10年改正意匠法第12条第1項の規定による意匠登録出願

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【手数料係番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

【備考】

1 1行は30字詰めとし、1ページは29行とする。

2 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【」（日本産業規格X0208号区点番号（以下「区点番号」という。）1－58）、【】」（区点番号1－59）、【▲】」（区点番号2－5）及び【▼】」（区点番号2－7）を用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1－58）及び【】」（区点番号1－59）を、又は置き換えた文字の前後に「【▲】」（区点番号2－5）及び【▼】」（区点番号2－7）を用いるときを除く。）、日本産業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「【▲】」（区点番号2－5）、後ろに「【▼】」（区点番号2－7）を付す。

3 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）アラビア数字若しくは「－」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記録する。

4 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「令和何年意匠登録第何号」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記録する。

5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

6 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

7 「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、意匠登録出願人又は代理人の有する電話

又はファクシミリの番号をなるべく記録する。

- 8 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 9 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。また、その法人の名称が法人を主とする文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「【〇法の規定による法人】、外国法人にあっては「【〇〇国の法律に基づく法人】」のように当該法人の法的性質を記録する。
- 10 意匠登録出願人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記録する。また、意匠登録出願人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記録し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 11 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」を設けて、営業所の所在地を記録し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 12 意匠登録出願人がいり奥列の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考11に該当するときは除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記録する。
- 13 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記録する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（第2条第3項の規定によりその記録を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 14 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年通商産業省令第37号）による改正前の意匠法施行規則（以下「旧意匠法施行規則」という。）第28条第2項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記録する。
- 15 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記録し、弁理士のときは、「【弁理士】」と記録する。また、代理人が弁理士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記録する。
- 16 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「意匠登録出願人〇〇の代理人」のように記録する。ただし、代理人が弁理士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあっては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「意匠登録出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記録する。
- 17 代理人によるときは、本人が法人の場合にあっては「【意匠登録出願人】」の欄の「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によるときは、「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 18 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、旧意匠法施行規則第28条第2項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記録するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「【〇/〇】」のように分数で記録し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」（意匠登録出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記録する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあっては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】
【氏名】

【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】
【氏名】

【意匠登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）

【意匠登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

19 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、事理規程別紙第4号の12書式に定める納付書番号を記録するものとし、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

21 旧意匠法施行規則第28条第2項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2

- 項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。
- 22 第12条の規定により、意匠法第4条第3項に規定する同条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を附帯に記録するときは、「【特記事項】」の欄の「平成10年改正特許法第12条第1項に規定する意匠登録出願」の記録の次に行を改めて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記録する。
- 23 第12条の規定により、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を附帯に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- 24 「（【出願日】 年 月 日）」の欄には、手続をする日となるべく記録する。
- 25 第6条第1項の規定により包括委任状を採用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を採用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【包括委任状番号】
- 26 旧意匠法施行規則第29条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【採用の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項の規定によるときは採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項の規定によるときは採用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記録する。
- 27 意匠法施行規則第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を附帯に記録してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録し、意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録する。意匠法第7条第6項ただし書の規定により、現金で納付した場合であつて、第40条第6項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録する。意匠法第7条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 28 意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」の欄の「図面」の記録に代えて、「写真」、「ひな形」又は「見本」の別を記録する。
- 29 意匠法施行規則別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするとき

- きは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の形態等物品の理解を助けることができるような説明を記録する。
- 30 意匠法第6条第3項、第4項及び第7項に規定する場合は、「【意匠の説明】」の欄に、それぞれの規定により記録すべき事項をそれぞれ記録する。
- 31 意匠法第6条第5項の規定により色彩を省略するときは、「【意匠の説明】」の欄に同条第6項の規定により記録すべき事項を記録する。
- 32 「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記録し、図、表等を記録してはならない。

様式第12（第11条関係）

【書類名】 手続補正書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官
(特許庁審判長 殿)
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発注番号】

【手続補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

（備考）

1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、意匠登録出願又は商標登録出願に係る場合は、1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。

2 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特種○○○○―○○○○○○」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日出出の特許願」のように出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不願○○○○―○○○○○」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」に当該の番号を記録する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記録する。

4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記録する。国際意匠登録出願に係る国際登録の名称人にあっては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記録する。国際意匠登録出願に係る国際登録の名称人にあっては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。

5 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正をする者】

【識別番号】

6 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

7 「【手続補正1】」の欄は、次の要項で記録する。

イ 「【補正対象書類名】」は、「手続補正書」、「包括委任状授受利用限用」のように補正する書類名を記録する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「令和何年何月何日」のように記録する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「補正をする者」、「手続をした者」のように補正をする単位を記録する。

ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記録する。ただし、願書を補正する場合において、新たに発明者を加えるとき又は発明者のうちの一部の者を削るときは「変更」と記録する。

ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【（区点番号1～58）、後ろに（）】」（区点番号1～59）を付す。）及び補正後の内容を記録する。この場合において、「【補正をする者】」、「【手続をした者】」、「【代理人】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記録し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

8 第11条第1項の規定による電子情報処理機器を使用して特許手続を行った旨の申出をしていない手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記録し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」のように手続を行った者を記録し、「【補正方法】」には「追加」と記録し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行った旨を記録する。

9 補正をする単位を更にする2以上の個所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記録する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

10 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、更にその次に「【費用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにおいては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは採用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにおいては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。

11 その他は、様式第7の備考5、様式第9の備考2、6、8、11、15から17まで、28及び29と同様とする。この

場合において、様式第9の備考15中「を記録する」とあるのは「を記録する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と、備考16中「改めて記録する」とあるのは「改めて記録する（弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

様式第13(第11条関係)

【書類名】 証明請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【証明に係る事項】

【交付方法】

【請求部数】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

(備考)

1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記録する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服○○○○—○○○○○○」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記録する。

2 「【氏名又は名称】」は自然人にあっては、氏名を記録する。法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記録する。

3 「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。

4 「【証明に係る事項】」の欄は、次の要領で記録する。

イ 「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記録した事項について相違ないことを証明してください。」のように記録し、「【証明に係る書類名】」の欄を設けて、記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と記録する。また、記録されている特定の書類の証明を請求するときは「特許願(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。

ロ 特許願の「出願日」、「発明の名称」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項の証明を求める場合は、「【証明に係る事項】」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明の名称」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」

- を記録する。
- 5 「【交付方法】」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記録する。
- 6 「【請求部数】」の欄は、証明書の交付を請求する数(部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記録する。
- 7 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であって、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第12の備考1と同様とする。

様式第13の2（第11条関係）

証明請求書		(令和 年 月 日)
	特許庁長官 殿	
1	事件の表示 出願番号	
2	請求人 識別番号 住所又は居所 氏名又は名称	
3	証明に係る事項	
4	交付方法	
5	請求部数	
6	手数料の表示 予納台帳番号 納付金額	
【備考】		
1 「事件の表示」の欄の「出願番号」には、「特願○○○○-○○○○○」のように出願の番号を記録する。審判に係属のものについては、「事件の表示」の欄の次に「審判番号」の欄を設けて、「無効○○○○-○○○○○」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「出願番号」には出願の番号を記録する。登録に関する手続書類については、「事件の表示」の欄の次に「特許番号」の欄を設けて、「特許第○○○○○○○○○号」のように当該特許番号を記録する。		
2 「氏名又は名称」は自然人にあつては、氏名を記録する。法人にあつては、名称を記録し、「氏名又は名称」の次に「代表者」の欄を設けてその代表者の氏名を記録する。		
3 「氏名又は名称」（自然人にあつては、「代表者」）の次に、「電話番号」又は「ファクシミリ番号」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。		
4 「証明に係る事項」の欄は、次の要領で記録する。		
イ 「証明に係る事項」の欄には、「証明に係る書類名に記録した事項について相違ないことを証明してください。」のように記録し、「証明に係る書類名」の欄を設けて、「移転登録申請書」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手續補正書」のように記録する。		
ロ 特許願の「出願日」、「発明の名称」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項を求める場合は、「証明に係る事項」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明の名称」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」を記録する。		
5 「交付方法」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記録する。		
6 「請求部数」の欄は、証明書の交付を請求する数(部、通、枚等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記録する。		
7 「手数料の表示」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「予納台帳番号」には予納台帳の番号を、「納付金額」には手数料の額(「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記録し、「納付金額」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であって、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「予納台帳番号」を「指定立替納付」とし、「納付金額」には納付すべき手		

料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「予納台帳番号」を「納付番号」とし、納付番号を記録する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるには及ばない。

8 その他は、様式第1の備考4、5、7及び14と同様とする。この場合において、様式第1の備考7及び14中「記載」とあるのは、「記録」と読み替えるものとする。

様式第14（第11条関係）（平5通産令33・通知、平7通産令57・旧様式第38の3様下・一部改正、平8通産令84・平8通産令79・平10通産令67・平11通産令14・一部改正、平11通産令132・旧様式第38の4様上・一部改正、平15通産令72・平17通産令7・平31通産令12・令和通産令1・一部改正）

【書類名】 優先権証明請求書

【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【出願国・地域名】

【交付方法】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

1 「【出願国・地域名】」の欄は、優先権を主張する国・地域名を記録する。
また、出願国・地域が2国以上あるときは、「【出願国・地域名】」の欄を繰り返し設けて、国・地域名を記録する。

2 既に提出されている書類について同時に証明を請求するときは、「【出願国・地域名】」の欄の次に「【証明に係る他の書類名】」の欄を設けて、「手続補正書」、「出願人名義変更届」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」、「令和何年何月何日提出の出願人名義変更届」のように記録する。

3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び36、様式第12の備考1並びに様式第13の備考1から3まで、6及び7と同様とする。

様式第15(第11条関係)

【書類名】登録事項記載書類の交付請求書

(【提出日】令和 年 月 日)

【あて先】特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【交付方法】

【請求部数】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、国際登録に係る場合は、1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。

2 特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。国際登録にあっては、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項記載書類の交付請求書」と記録し、商標法施行規則第22条で準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。

3 「【特許番号】」には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその特許番号を記録する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記録する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記録する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記録し、商標権の分割又は商標権の分割移転に係る登録の場合は「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」に続けて「の2」のように示す記号を記録する。国際登録にあっては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のようにその登録番号を記録する。

4 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振

替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であって、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

5 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第13の備考2、3及び6と同様とする。

様式第16(第11条関係)

【書類名】

ファイル記録事項の閲覧(縦覧)請求書

【提出日】

令和 年 月 日

【あて先】

特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

1

「【手数料の表示】」の欄は、法第11条に規定する縦覧をする場合及び特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号)第5条第2項に規定する閲覧をする場合には記録するに及ばない。

2

第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報をうい、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

3

その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1並びに様式第13の備考1から3までと同様とする。

様式第17（第11条関係）（平5通産令32・通知、平7通産令67・旧様式第28の4降下・一部改正、平8通産令94・平8通産令79・平10通産令47・平11通産令14・一部改正、平12通産令132・旧様式第28の7降上・一部改正、平12通産令944・平13通産令72・平17通産令48・平27通産令7・平元経産令1・一部改正）

【書類名】

登録事項の閲覧請求書

【提出日】

令和 年 月 日

【あて先】

特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

1

国際登録に基づく商標権に係る登録事項の閲覧の請求をする場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項の閲覧請求書」と記録する。

2

その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第13の備考2及び3、様式第15の備考1及び3並びに様式第16の備考2と同様とする。

様式第18（第11条関係）

【書類名】

ファイル記録事項記載書類の交付請求書

（【提出日】

令和 年 月 日）

【あて先】

特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【交付に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

1 第61条第2項において準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」と記録する。

2 「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記録する。

イ

記録されている書類全部の交付を請求するときは「全部」と記録する。

ロ

記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。

3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1及び3、様式第13の備考2、3及び5並びに様式第16の備考2と同様とする。

様式第18の2（第11条関係）

ファイル記録事項記載書類の交付請求書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 事件の表示

出願番号

2 請求人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 交付に係る書類名

4 交付方法

5 請求部数

6 手数料の表示

予納台帳番号

納付金額

【備考】

1 第61条第2項において準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、書類名を「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」と記録する。

2 「交付に係る書類名」の欄は、「移転登録申請書」のように記録する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。

3 その他は、様式第1の備考4、5、7及び14並びに様式第13の2の備考1から3及び5から7と同様とする。この場合において、様式第1の備考7及び14中「記載」とあるのは「記録」と読み替えるものとする。

様式第19(第11条関係)

【書類名】 特許料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【請求項の枚】

【特許出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第1年分から第 年分

【特許料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

(備考)

1 「【出願番号】」の欄には、「特願○○○○―○○○○」のように特許出願の番号を記録する。

2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。

3 「【特許出願人】」又は「【納付者】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【特許出願人】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【特許料の表示】」の欄は、第40条第1項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には特許料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第107条第5項ただし書の

規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。特許法第107条第5項ただし書の規定により現金により特許料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。

5 特許査定の際本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」、「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記録する。

6 特許法施行規則第69条第2項に規定する共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額(減免を受ける者にあっては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあっては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあっては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 ○/○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する(備考5により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。))。

7 特許法施行規則第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記録する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するに及ばない。

8 特許法施行規則第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受け、かつ、同規則第72条第3項の規定により特許法施行令第11条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を特許料納付書に記録して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記録し、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特

許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を記録する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては、「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記録し、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記録し、「（【納付年分】）」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。（○○○○ 持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。（○○○○ 持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する（備考5により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

9 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26並びに様式第13の備考2と同様とする。

様式第20（第11条関係）
 【書類名】 特許料納付書
 【提出日】 令和 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【特許番号】
 【請求項の概】
 【特許権者】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分
【特許料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
(備考)
1 複数年分を納付するときは、【納付年分】の欄に「第何年分から第何年分」のように記録する。
2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、【納付年分】(備考3に該当する場合にあっては【持分の割合】)の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納と記録する。
3 特許法施行規則第69条第2項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに特許料の金額(減免を受ける者にあっては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあっては【納付年分】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあっては【納付年分】の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、特許法施行令第9条第○号○に掲げる事件に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)又は【特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)】のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、【特許料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて、【特許料の納付の割合 ○/○】のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する。
4 特許法施行規則第69条第4項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、【特許料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。
5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考2から4まで、7及び8と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中【特許出願人】とあるのは【特許権者】と、備考4中【特許法第107条第5項ただし書】とあるのは【特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書】と、備考7中【備考6】とあるのは【備考3】と、備考8中【特許出願人】とあるのは【特許権者】と、【特許出願人】とあるのは【特許権者】と読み替えるものとする。

様式第21 (第11条関係)
【書類名】 実用新案登録料納付書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【実用新案登録番号】
【請求項の取】
【実用新案権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分
【登録料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
〔備考〕
1 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、〔【納付年分】〕（備考2に該当する場合にあっては〔【持分の割合】〕）の欄の次に〔【特許料等に関する特記事項】〕の欄を設けて、〔実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納〕と記録する。
2 実用新案法施行規則第21条第2項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、〔【納付年分】〕の欄の次に〔【持分の割合】〕の欄を設けて、〔○／○〕のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。
3 実用新案法施行規則第21条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、〔【登録料の表示】〕の欄の次に〔【その他】〕の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。
4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において様式第19の備考3中〔【特許出願人】〕とあるのは〔【実用新案権者】〕と、備考4中〔【特許料の表示】〕とあるのは〔【登録料の表示】〕と、〔【特許料】〕とあるのは〔【登録料】〕と読み替えるものとする。

様式第22（第11条関係）
【書類名】 意匠登録料納付書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願番号】
【意匠登録出願人】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】 第 年分
【登録料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
〔備考〕
1 手続をした者の新たな代理人が第12条の規定に基づき登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第14条第1項の規定による請求をするときは、「【【納付者】】」の欄の次に「【【代理人】】」の欄を設けて、当該代理人の「【【識別番号】】」、「【【住所又は居所】】」及び「【【氏名又は名称】】」を記録する。ただし、登録料を納付しようとする者が当該代理人と同一の者である場合は、この限りでない。
2 「【【納付者】】」の欄の「【【氏名又は名称】】」（法人にあっては、「【【代表者】】」）の次に、「【【電話番号】】」又は「【【ファクシミリ番号】】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。「【【代理人】】」の欄についても同様とする。
3 第12条の規定により、登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第14条第1項の規定による請求をするときは、「【【納付年分】】」の欄の上に「【【秘密にすることを請求する期間】】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第1項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは「【【登録料の表示】】」の欄の「【【納付金額】】」には意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額（「円」、「」等）を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であって、第40条第1項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【【予納台帳番号】】」を「【【振替番号】】」とし、振替番号を記録し、「【【納付金額】】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であって、第40条第5項の規定に指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【【予納台帳番号】】」を「【【指定立替納付】】」とし、「【【納付金額】】」には納付すべき意

匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記録しなければならない。

4 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第1年分から第何年分」のように記録する。

5 意匠法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。

6 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11、15及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考1及び3から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「意願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第23（第11条関係）

【書類名】 意匠登録料納付書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【意匠登録番号】

【意匠権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

（備考）

1 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、【納付年分】（備考2に該当する場合にあつては【持分の割合】）の欄の次に【特許料等に関する特記事項】の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。

2 意匠法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、【納付年分】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。

- 3 意匠法施行規則第18条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、
【登録料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて、納付することができなかった理由に
ついて具体的に記載する。
- 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2、様式第19の
備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考
3中【特許出願人】とあるのは【意匠権者】と、備考4中【特許料の表示】とあるのは【登録
料の表示】と、【特許料】とあるのは【登録料】と読み替えるものとする。

様式第24（第11条関係）（平3通産令70・平9通産令75・平7通産令87・平8通産令79・平10通
産令87・平11通産令14・一部改正、平11通産令130・旧様式第33号上・一部改正、平12通産令357
・平15通産令70・平16通産令28・平27通産令7・令元通産令1・令2通産令10・一部改正）

【書類名】 商標登録料納付書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【商品及び役務の区分の敷】

【商標登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付の表示】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

- 1 防護標準登録について登録料を納付するときは、【書類名】を「防護標準登録料納付書」とし、【商標登録出願人】を「防護標準登録出願人」と記録する。
- 2 「【納付の表示】」の欄は、商標法第41条の2第1項の規定により登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記録する。
- 3 商標法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、【納付の表示】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、○／○のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。
- 4 商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書を同時に提出するときは【登録料の表示】の次に【その他】の欄を設けて、「商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書提出」と記録する。
- 5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中【特許出願人】とあるのは【商標登録出願人】と、備考4中【特許料の表示】と

あるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第25（第11条関係）

【書類名】

商標登録料納付書

【提出日】

令和 年 月 日

【あて先】

特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

（備考）

1 商標法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、【【納付者】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、○／○】のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。

2 商標法施行規則第18条第8項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、【【登録料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。

3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中【【特許出願人】とあるのは【【商標権者】】と、備考4中【【特許料の表示】】とあるのは【【登録料の表示】】と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第26（第11条関係）（平5通産令75・平7通産令57・平8通産令79・平10通産令67・平11通産令14・一部改正、平11通産令132・旧様式第30様上・一部改正、平12通産令357・平15経産令72・平16経産令28・平27経産令7・令元経産令1・令2経産令92・一部改正）

【書類名】 防護標準更新登録料納付書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願番号】

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【防護標準更新登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

- 1 商標法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、
【納付者】の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 2 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【防護標準更新登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第27（第11条関係）

【書類名】 手続補正書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正対象書類名】

【補正の内容】

【提出物件の目録】

【備考】

- 1 「【事件の表示】」の欄は次の事項で記録する。
イ 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○―○○○○○○」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【登録番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記録した整理番号を記録する。
ロ 書換登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし「書換○○○○―○○○○○○」のように申請の番号を記録する。ただし、申請の番号が通知されていないときは「【申請番号】」の欄を「【申請日】」とし「令和何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記録し、「【申請日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該申請の申請書に記録した整理番号を記録する。
ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不願○○○○―○○○○○○」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」（書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては「【申請番号】」に申請の番号）に出願の番号を記録する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記録する。
ニ 商標権付続期間更新登録の申請のものについては、「【事件の表示】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第○○○○○○○○号」のように登録の番号を記録する。
- 2 「【補正対象書類名】」の欄には、「特許願」、「手続補正書」のように補正をする書類名を記録する。
- 3 「【補正の内容】」の欄には、電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨を記録する。
- 4 その他は、様式第7の備考5、様式第9の備考2、6、11及び26並びに様式第12の備考1及び4と同様とする。

様式第 28（第1条関係）（平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令14・一部改正、平11通産令132・旧様式第28線上・一部改正、平15経産令72・平27経産令7・令元経産令1・一部改正）

【書類名】 包括委任状援用制限届
【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【手続をした者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【届出の内容】
【援用を制限した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【備考】

- 1 「【手続をした者】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【手続をした者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【手続をした者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 2 「【援用を制限した代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【援用を制限した代理人】
【識別番号】

- 【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【援用を制限した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
- 3 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【提出物件の目録】
【包括委任状番号】
【包括委任状番号】
- 4 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。
- 【提出物件の目録】
【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】
- 5 その他は、様式第7の備考5、様式第9の備考2、5、6、8、11、15から17まで及び26、様式第12の備考1及び4、様式第13の備考2並びに様式第27の備考1と同様とする。

様式第 32 (第19条及び第21条関係) (平7通産令87・平8通産令84・平8通産令79・平9通産令88・平10通産令1・平10通産令87・平11通産令14・一部改正,平11通産令132・旧様式第44條上・一部改正,平12通産令387・平15経産令72・平15経産令101・平15経産令153・平16経産令28・平17経産令8・平20経産令90・令和経産令1・令2経産令90・一部改正)

【書類名】 手続補足書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補足対象書類名】

【補足の内容】

【提出物件の目録】

【備考】

1 意匠法第6条第2項の規定によりひな形又は見本を提出するときは、【書類名】の「手続補足書」を「ひな形又は見本補足書」とする。

2 【【事件の表示】】の欄は次の要領で記載する。

イ 【【事件の表示】】の欄の【【出願番号】】には、「特願○○○○-○○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、【【出願番号】】の欄を【【出願日】】とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、【【出願日】】の次に【【整理番号】】の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 書換登録の申請のものについては、【【出願番号】】を【【申請番号】】とし「書換○○○○-○○○○○○○」のように申請の番号を記載する。ただし、申請の番号が通知されていないときは【【申請番号】】の欄を【【申請日】】とし「令和何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記載し、【【申請日】】の次に【【整理番号】】の欄を設けて、当該申請の申請書に記載した整理番号を記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、【【事件の表示】】の欄の次に【【審判番号】】の欄を設けて、「不服○○○○-○○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、【【出願番号】】(書換登録申請に対する拒絶査定不服審判に係属中のものについては【【申請番号】】に申請の番号)に出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは【【審判番号】】を【【審判請求日】】とし、審判請求をした年月日を記載する。

ニ 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、【【事件の表示】】を【【商標登録番号】】とし「商標登録第○○○○○○○号」のように登録の番号を記載する。

3 第21条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出を行うときは、【【代理人】】の欄は設けるには及ばない。

4 【【補足をする者】】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補足をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 【【補足対象書類名】】の欄には、「特許願」、「意匠登録願」、「手続補正書」のように補足をする書類名を記載する。

6 特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。

7 第19条第1項各号に掲げる物件を提出するときは、【【補足の内容】】の欄には、「代理権を証明する書面」、「代表者であることを証明する書面」のように物件名を記載する。

8 第21条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出をするときは、【【補足の内容】】の欄には、その旨を記載する。

9 その他は、様式第1の備考1、2、15及び16並びに様式第7の備考1、2、4から8まで及び11から15までと同様とする。

様式第32の2（第19条関係）

手続補足書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）
（識別番号）
氏名（名称）
あて名
国籍・地域
住所

3 代理人
（識別番号）
氏名
あて名

4 補足対象書類名

5 補足の内容

6 提出物件の目録

【備考】

1 「国際出願の表示」の欄には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT / J P O O O O / O O O O O O」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、その国際出願の提出日を日月年の順に「O O . O O . O O O O」提出の国際出願）のように記載するとともに、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。

2 「（識別番号）」の欄は、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

3 「氏名（名称）」は、自然人にあっては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあってはその名称を記載する。

4 「あて名」は、「日本国、何県、何郡、何村、大字町、字町、何番地、何号」のように詳しく記載するとともに、郵便番号を記載する。

5 「あて名」は、出願人、代表者、代理人又は複代理人各人ごとに1つのあて名のみを記載する。

6 氏名若しくは名称又はあて名には、これらの音訳又は英語への翻訳をローマ字を用いて併記する。

7 「国籍・地域」は、出願人又は代表者がその国民である国・地域名を記載する。

8 「住所」は、出願人又は代表者がその居住者である国・地域名を記載する。

9 国・地域名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国・地域の名称を日本語及び英語により表示する。

10 「代理人」の欄には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」又は「法定代理人」のうち該当するものを記載する。また、「複代理人」の欄を設ける場合には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」又は「弁理士」のうち該当するものを記載する。

11 代理人によらないときは「代理人」の欄を設けるには及ばない。

12 「補足対象書類名」の欄には、「願書」のように補足をする書類名を記載する。

13 国際出願法第18条第3項において準用する特許法第155条第8項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務取扱別紙第4号の12番式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「5 補足の内容」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載する。

14 「補足の内容」の欄には、「代理権を証明する書類」のように物件名を記載する。

15 その他は、様式第1の備考1から3まで及び15から17まで並びに様式第7の備考1と同様とする。

様式第32の3（第23条の6関係）

電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 届出をする者
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

【備考】

1 様式第1の備考1から5まで、7及び14から17までと同様とする。

様式第33（第28条関係）

提出物件票

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 提出者

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

2 磁気ディスクを提出する事由

3 提出物件の目録

(備考)

1 代理人により手続を行うときは、「提出者」の欄を「代理人」とする。

2 「磁気ディスクを提出する事由」の欄には、「令和何年何月何日に発生した電気通信回線の故障のため」又は「令和何年何月何日に発生した本人の責めによらない屋内配線の故障のため」などの電子情報処理組織を使用して特定手続を行うことができない事由を記載する。

3 「提出物件の目録」の欄には、磁気ディスクの枚数、磁気ディスクに記載した手続の書類名を記載するとともに、「〇通」のようにその数を記載する。2枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「〇通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第5項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第5項ただし書、第44条第3項ただし書若しくは第67条第6項ただし書又は商標法第40条第6項ただし書、第43条第4項ただし書若しくは第76条第6項ただし書の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標準登録出願、防護標準登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請に際して添付する書面にあっては、願書又は申請書の「【整理番号】」の欄に記載した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあっては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「令和何年何月何日提出の特許出願、整理番号〇〇〇」のように記載する。）を記載する。

4 磁気ディスクに添付する書面は、提出物件票をよとして左とし、容易に分離し、とじ直しができるように例えばホッチキス等を用いてとし、磁気ディスクに添付する。

5 その他は、様式第1の備考1から3まで、5及び12から17まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。

様式第34（第36条関係）

予 納 届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 届出者

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

(国籍・地域)

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

(備考)

1 予納額の残高証明を必要とする者は、「2 代理人」の欄の次に「3 決算月」の欄を設けて決算月を記載する。

2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5から8まで及び10から16まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。この場合において、様式第1の備考4中「請求人」とあるのは「届出者」と、備考13中「及ばない」と、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「(代理関係の特記事項)」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

様式第35（第38条関係）

予納書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 予納台帳番号

2 予納者

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 納付金額 金 円

4 納付書番号

〔備考〕

1 事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとする。第41条の9第2項に規定する納付情報によるときは、「納付書番号」の欄を「納付番号」とし、納付番号を記載する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるには及ばない。

2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、9及び12から17まで並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第1の備考13中「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

様式第36（第39条関係）

予納者の地位の承継届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 予納台帳番号

2 承継人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

(国籍・地域)

3 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4 提出物件の目録

(1) 承継人であることを証明する書面 1通

(2) 協議が成立したことを証明する書面 1通

(3) (通)

〔備考〕

1 「承継人であることを証明する書面」は、相継によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、法人の合併によるときは「発記事項証明書」とする。

2 その他は、様式第1の備考1から17まで及び様式第6の備考1と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「承継人」と、備考13中「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

様式第 37（第41条関係）（平7 通産令57・平8 通産令79・平10通産令87・一部改正、平11通産令132・旧様式第59條上、平20経産令44・令元経産令1・令2 経産令92・一部改正）

代 理 人 届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 予納台帳番号

2 届出者

識別番号

住所（居所）

氏名（名称）

3 届出の内容

届け出る代理人

識別番号

住所（居所）

氏名（名称）

4 代理人

識別番号

住所（居所）

氏名（名称）

[備考]

1 「予納台帳番号」の欄には、予納者が、委任による代理人により法第15条第1項及び第2項の規定による申出をする場合には、予納台帳の番号を記載する。口座振替による納付をしようとする者が、委任による代理人により法第15条の2第1項の規定による申出をする場合には、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記載する。

2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5から7まで及び12から17まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。

様式第38（第41条の3関係）

包 括 納 付 申 出 書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

予納台帳番号

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 特定出願人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4 特定代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

[備考]

1 特許出願について包括納付の申出をする場合は、表題は「包括納付申出書(特許)」と、意匠登録出願についてする場合は、「包括納付申出書(意匠)」と、商標登録出願においてする場合は、「包括納付申出書(商標)」と記載する。

2 「申出人」の欄の「予納台帳番号」には、法第15条第1項の規定による手続に係る申出を希望する者は、申出人の予納台帳の番号を記載する。法第15条の2第1項の規定による口座振替による納付の申出を希望する者は、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、申出人の振替番号を記載する。

3 「特定出願人」又は「特定代理人」の欄には、第41条の2第1項の規定により当該包括納付申出書を採用して特許料の納付の申出をしようとする特許出願、意匠登録出願又は商標登録出願の出願人又は代理人を明瞭に記載する。

4 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「申出人」と読み替えるものとする。

様式第 39（第41条の3関係）（平7通産令87・追加、平8通産令79・平10通産令87・一部改正、平11通産令132・旧様式第39の3繰上・一部改正、令元経産令1・令元経産令38・令2経産令90・一部改正）

包 括 納 付 援 用 制 限 届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 届出者
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

2 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

3 届出の内容
(1) 出願番号
(2) 査定謄本の送達日
(3) 包括納付申出書番号

〔備考〕

1 「届出の内容」の欄の「出願番号」には、包括納付申出書の援用を制限する特許出願の番号、意匠登録出願の番号又は商標登録出願の番号を、「査定謄本の送達日」には当該出願について査定の謄本の送達があった日を記載する。

2 「届出の内容」の欄の「包括納付申出書番号」には、第41条の2第3項の規定により、援用を制限する包括納付申出書に付与された包括納付申出書の番号を記載する。

3 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで並びに様式第8の備考1及び3と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「申請人」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

様式第 40（第41条の4関係）（平7通産令87・追加、平8通産令79・平10通産令87・一部改正、平11通産令132・旧様式第39の4繰上、令元経産令1・令2経産令90・一部改正）

包 括 納 付 取 下 書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 包括納付申出書番号

2 申出人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

3 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

〔備考〕

様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「申請人」とあるのは「申出人」と読み替えるものとする。

様式第 40 の 2 (第41条の6関係) (平20経産令09・追加, 令和経産令 1・令2 経産令09・一
部改正)

自動納付申出書

(令和 年 月 日)

- 特許庁長官 殿
- 1 特許番号 (実用新案登録番号又は意匠登録番号)
- 2 申出人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
予納台帳番号
- 3 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 4 特許権者 (実用新案権者又は意匠権者)
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
- 5 提出物件の目録
〔備考〕
- 1 特許権について自動納付の申出をする場合は、表題は「自動納付申出書 (特許)」と、実用新案権についてする場合は、「自動納付申出書 (実用新案)」と、意匠権についてする場合は、「自動納付申出書 (意匠)」と記載する。
- 2 「特許権者 (実用新案権者又は意匠権者)」の欄には、第41条の5の規定により当該自動納付申出書を採用して特許料又は登録料の納付の申出をしようとする特許権者、実用新案権者又は意匠権者を明瞭に記載する。共有に係る特許権、実用新案権又は意匠権の場合にあっては、次のように欄を繰り返して設けて、すべての権利者を記載する。
- 特許権者 (実用新案権者又は意匠権者)
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
識別番号
住所又は居所

- 氏名又は名称
- 3 その他は、様式第 1 の備考 1 から 3 まで、5、6 及び14から17まで、様式第 8 の備考 1 から 3 まで並びに様式第38の備考 2 と同様とする。この場合において、様式第 1 の備考 6 中「請求人」とあるのは、「申出人」と読み替えるものとする。

様式第 40 の 3（第41条の7関係）（平20経産令09・追加、令元経産令1・令2経産令02・一部改正）

自動納付取下書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 特許番号（実用新案登録番号又は意匠登録番号）

2 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

予納台帳番号

3 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4 特許権者（実用新案権者又は意匠権者）

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

5 提出物件の目録

〔備考〕

様式第1の備考1から3まで、5、6及び74から77まで、様式第8の備考1から3まで、様式第38の備考2並びに様式第40の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「申出人」と読み替えるものとする。

様式第 41（第41条の4関係）（平11通産令132・旧様式第01線上、平18経産令09・平17経産令30・平20経産令09・一部改正）

表 面

第 号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第27条（第39条及び第39条の11において準用する場合を含む。）の規定による立入検査証

写

真

押出スダンブ

職 名
氏 名

年 月 日生

年 月 日発行

年 月 日限り有効

特許庁長官

㊞

裏 面

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律抜すい

第27条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第39条 第18条、第19条の2、第21条から第32条まで、第34条（第5号を除く。）及び第35条の規定は、登録調査機関に準用する。（以下省略）

第39条の11 第18条（第1号を除く。）、第19条の2、第21条、第27条、第29条、第31条、第32条及び第35条の規定は、特定登録調査機関について準用する。（以下省略）

第45条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

二 第27条第1項（第39条又は第39条の11において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。